

香南市 第3期障害福祉計画

(平成24年度～26年度)



平成24年3月
高知県香南市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画策定の背景と目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の対象者と用語の使い方	3
第2章 障害者自立支援法見直しの論点	4
第3章 障害のある人の状況	5
1. 障害のある人の状況	5
(1) 身体障害のある人	5
(2) 知的障害のある人	7
(3) 精神障害のある人	8
2. 香南香美地区障害者自立支援審査会の状況	9
(1) 審査会の概要	9
(2) 香南市の状況	9
3. 障害福祉サービスの利用実績	11
(1) サービス種類別の月平均利用者数の実績	11
(2) サービス種類別の月平均利用回数の実績	12
(3) サービス種類別の月平均費用の実績	13
4. 香南市の人が利用されると見込まれる障害者施設一覧(位置図)	14
5. 障害のある人の就業状況	16
第4章 基本課題の抽出	17
1. 事業所ヒアリング及びアンケートによる課題抽出	17
(1) 利用者から受けた相談内容	17
(2) 事業所全体に関すること	21
(3) 今後の取り組み	22
2. サービス未利用者アンケートによるサービス認知度	23
(1) 各種サービスの認知度に関する分析	23
(2) 障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりに必要なもの	25
3. 香南市障害者自立支援協議会の意見	26
第5章 計画の基本目標	29
1. 計画の基本目標と基本方針	29
第6章 サービス見込量の設定	31
1. 平成26年度に向けた数値目標	31
(1) 施設入所者の地域生活への移行	31
(2) 「退院可能精神障害者」の地域生活への移行	32
(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行	34

2. 第3期における各サービスの見込量	35
(1) 見込量設定の考え方	35
(2) 福祉サービス等の体系	36
(3) 訪問系サービス	37
(4) 日中活動系サービス	39
(5) 居住系サービス	47
(6) 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援	50
(7) 障害者自立支援法によるその他サービス	52
3. 第3期における地域生活支援事業の見込量	54
(1) 相談支援事業	54
(2) コミュニケーション支援事業	55
(3) 日常生活用具給付等事業	56
(4) 移動支援事業	57
(5) 地域活動支援センター事業	57
(6) その他の任意事業	58
4. その他香南市独自事業の見込量	62
(1) 医療機関送迎サービス事業	62
(2) 社会参加のための外出支援サービス事業	62
(3) 住宅改造支援事業	63
(4) 障害児者地域支え合い支援事業	63
(5) 障害児長期休暇支援事業	64
(6) 重度心身障害児・者医療費の助成	65
第7章 障害のある子どもへの支援策	66
1. 子どもへの障害福祉サービス	66
2. 子どもに係る課題の抽出	68
(1) 保護者から受けた相談内容	68
(2) 事業所全体に関すること	70
(3) 今後の取り組み	73
第8章 計画の推進について	74
1. 障害者自立支援協議会の活用による適切な進行管理	74
2. 関係機関等の連携と地域福祉の推進	74
3. 制度への理解と啓発	75
4. 人材の養成確保と資質向上	75
資料編	
1. 圏域ビジョン（県計画より）	77
2. 香南市障害者自立支援協議会	84
3. 香南市の相談窓口等	85
4. 香南市の取り組み事業	86

はじめに

平成18年4月に障害者自立支援法が施行されてから、6年が経過しようとしています。

その間、いくつかの制度の改正がなされ、利用される本人や家族の方におかれましては個人負担額やサービスの選択などに関する戸惑い、サービスを提供される事業所においても新体系サービスへの移行等に際してのご苦勞などがあったように思います。

同時に市では、障害のある方の不安を少しでも軽減するために相談支援体制の強化を図ってまいりました。地域活動支援センターの設置、障害者自立支援協議会の設立など、障害のある方、その家族の皆様などの不安や要望をいち早くキャッチし、早期に解決できるような体制も定着させつつあります。

しかしながら、障害のある方や家族の皆様が抱える問題は多岐に渡っており、同じような問題であっても、それぞれ、その方にあった支援が求められています。今回の計画策定に際し、事業所ヒアリング等を通して課題の集約を図りましたが、まだまだ課題は残されていると思われ、新たな課題の解決に向けてより一層取り組みを強化しなければなりません。

そういったことを踏まえ、今回、『更なる「安心」と「自立」を支える』を基本目標として、平成24年度から26年度までの障害福祉サービスの数値目標等を定めた「香南市第3期障害福祉計画」を策定いたしました。

この計画は、障害のある人に対するサービスの量的な目標値を、単に示したというものではありません。障害のある人を取り巻く環境をも含め、その人に対してどういった問題があるのかを明らかにしたうえで、課題解決に向けたベストな支援方法を導き出すための指標を現時点で具体化したものです。

この計画を実現していくためには、行政はもとより、関係機関や団体、企業などが互いに連携して、サービス基盤や環境整備を含め、『更なる安心と自立』の実現に取り組むとともに、市民の皆様一人ひとりの積極的な参加が大切だと考えていますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたりまして、アンケート調査等にご協力いただきました皆様、そして貴重なご意見を踏まえ策定にご尽力いただきました「香南市障害者自立支援協議会」の方々に厚くお礼を申し上げます。

平成24年3月

香南市長 仙頭 義寛

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的

障害の種別や年齢を超えて、障害のある人すべてが公平公正にサービス利用ができるよう、平成17年10月に「障害者自立支援法」が成立し、平成18年4月から施行され、6年が経過しようとしています。

その間、施行直後から利用者負担における応益負担による利用料の増加への不満が高まり、平成19年4月、更に平成20年7月に障害者の負担軽減等の対策として、低所得者世帯への月額負担上限額の引き下げや、事業者に対する激変緩和措置及び新法移行等のための緊急的な経過措置を実施されました。

また、平成20年度には障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置として、事業者の経営基盤の強化及びグループホーム等の整備促進の実施、平成22年度には、低所得者の利用者負担の無料化を実施するなど、負担軽減の方向で施策が進められています。

あわせて、平成23年度までの経過措置として認められていた旧体系サービスが平成24年度から新体系サービスに完全に移行されることから、平成23年度においてはサービス提供事業者におけるサービス内容や定員、その提供体制の確立等、大きな変革を迎えました。

一方、障害のある人をめぐる状況を見ると、障害のある人が増加傾向で推移する中で、総じて本人やその家族介護者の高齢化が進行しているほか、自立と社会参加のための日常的な生活支援とともに、将来にわたる生活不安への対応のための障害福祉サービスの一層の充実及び相談支援体制の強化が求められています。

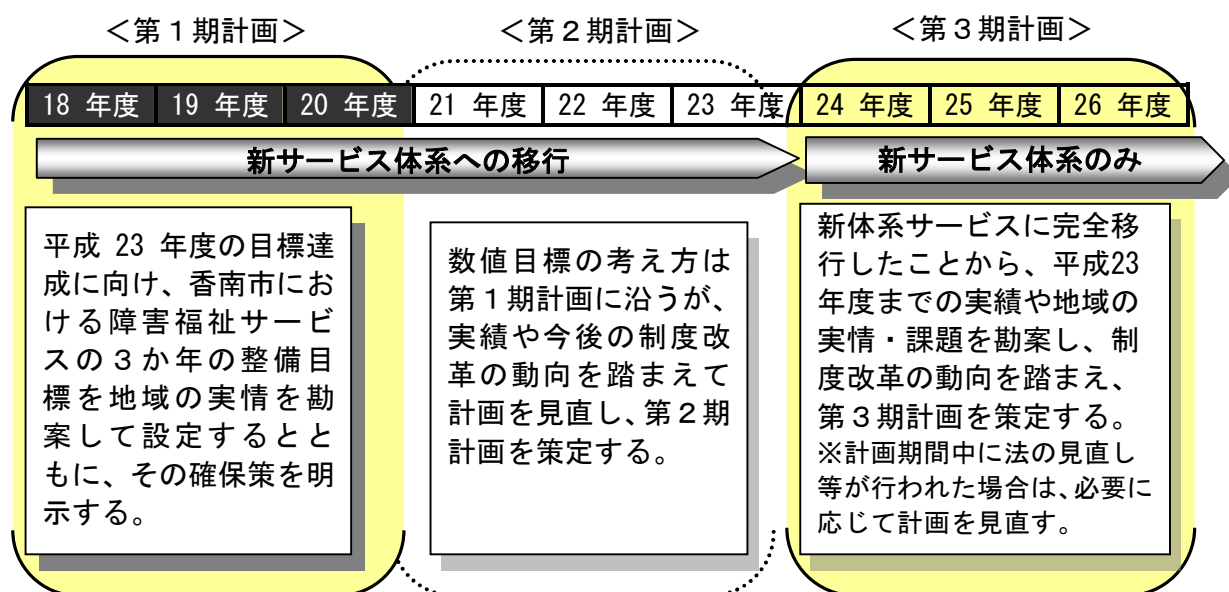
この計画は、そういった背景を含め、障害者自立支援法の規定に基づいて、これまでの計画の進捗状況や課題、障害のある人のニーズ等を踏まえ、本市における今後のサービス提供基盤の整備目標やその確保方策等に関する基本的事項を定めるものです。

2. 計画の位置づけ

この計画は、障害者自立支援法第88条に基づく法定計画です。

計画の策定にあたっては、同法において国の定める基本指針に即するとともに、香南市振興計画及び障害者基本計画との調和を保ち、3年を1期とし目標年度までの各年度における障害福祉サービス・相談支援の必要な見込量ならびに地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めるものです。

障害福祉計画の計画期間



《第3期計画の国の考え方》

計画に定める事項	◎第2期計画を踏襲
数値目標	① 平成26年度末までに福祉施設から地域生活に移行する人の数 ⇒平成17年10月1日時点の施設入所者数の3割以上の数が移行することを基本（第2期計画では1割以上）
	② 平成26年度末の施設入所者数 ⇒平成17年10月1日時点から1割以上削減することを基本（第2期計画では7%以上）
	③ 退院可能精神障害者の減少 【県で設定】
	④ 平成26年度に福祉施設から一般就労へ移行する人の数 ⇒平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上を基本
サービス見込み	<ul style="list-style-type: none"> 見込量算出にあたっての指針は第2期計画を踏襲 障害者自立支援法改正により創設された相談支援、同行援護を追加
その他	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法に基づく障害児に係るサービスの提供体制の整備方針を定めることが望ましい ニーズ調査の実施等により、現場のニーズの把握に努めること 策定にあたり、自立支援協議会の意見を聴くよう努めること

3. 計画の対象者と用語の使い方

この計画の対象者は、「障害者基本法」において定義されているように“身体障害・知的障害又は精神障害があるため、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける人”とします。

また、この計画では、特に法律上の名称や慣用的な表現及び図表中などを除き、計画対象者を総称する場合、「障害のある人」という表現で統一し、障害種別の表現が必要な場合には、次表のとおり、「身体障害のある人」「知的障害のある人」「精神障害のある人」という表現を用います。

計画対象者とその定義

1 身体障害のある人 ～ 身体障害児・者
<p>「身体障害者福祉法」において、①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸若しくはヒト免疫不全ウィルスによる免疫、肝臓の機能の障害がある18歳以上の人であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けた人を対象とします。</p> <p>また、「児童福祉法」において「身体に障害のある子ども」という語を用いている上記のような障害のある児童を総称し、「身体障害のある子ども」とします。</p>
2 知的障害のある人 ～ 知的障害児・者
<p>「知的障害者・児」の定義は、法的には明示されていませんが、厚生労働省では「知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」としています。</p> <p>なお、この計画の中では、「知的障害のある人」、もしくは「知的障害のある子ども」という表現で統一します。</p>
3 精神障害のある人 ～ 精神障害者
<p>「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」において定める、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する人を対象とします。</p> <p>また、平成23年8月公布の「障害者基本法の一部を改正する法律」の中で、発達障害は精神障害の一部に含まれると明記されたことなど、発達障害のある人、高次脳機能障害のある方も含まれます。</p> <p>なお、この計画では、「精神障害のある人」と統一します。</p>

第2章 障害者自立支援法見直しの論点

平成18年10月には障害者自立支援法が全面施行されましたが、障害者自立支援法における諸問題を受け、平成21年12月、内閣に設置された障がい者制度改革推進本部のもとで、障がい者制度改革推進会議が開催され、その中で制度改革に向けて検討が行われてきました。

その動きを受けて、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（障害者自立支援法の一部改正）の制定や、障害者基本法の一部改正、障害者虐待防止法の制定が行われ、平成25年8月には「（仮称）障害者総合福祉法」（目標は、①障害のない市民との平等と公平、②谷間や空白の解消、③格差の是正、④放置できない社会問題の解決、⑤本人のニーズにあった支援体制、⑥安定した予算の確保）の制定をめざして現在検討が進められています。

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」

- 利用者負担の見直し → 利用者負担については、原則応能負担
(平成24年4月施行) 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算
- 障害者の範囲の見直し → 発達障害が障害者自立支援法の対象となる
(平成22年12月施行)
- 地域における自立した生活のための支援の充実
(平成23年10月施行) → グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- 相談支援の充実 → 相談支援体制の充実
(平成24年4月施行) ・「自立支援協議会」の法定化
・支給決定プロセスの見直し（サービス等利用計画案を勘案）
・成年後見制度利用支援事業の必須事業化
- 障害児支援の強化 → 児童福祉法で基本としている身近な地域での支援の充実
(平成24年4月施行) ・現在は障害種別等で分かれている施設の一元化
・通所サービスの実施主体の市町村への移行等
・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援の創設

「その他の法律等」

- 障害者基本法の一部改正 → ・何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない旨を規定
(平成23年8月) ・発達障害は精神障害の一部に含まれると明記され、障害者の定義に含まれる
- 障害者虐待防止法の成立 → ・虐待防止、早期発見、早期対応
(平成24年10月施行) ・市町村障害者虐待防止センターの設置
・虐待防止マニュアルの作成

第3章 障害のある人の状況等

1. 障害のある人の状況

(1) 身体障害のある人

身体障害のある人の状況は以下の図表のとおりで、身体障害者手帳所持者数（交付数）でみると、平成24年1月1日現在1,961人（平成18年度から13%増）で増加傾向にあり、特に、1級、3級、4級の増加が顕著です。

その年齢構成では、とりわけ、65歳以上の方が全体の約75%を占めており、総じて高齢化が顕著となっています。また、新規取得者のうち生活習慣病を起因とする割合が、平成21年度では約61%、平成22年度は約53%となっています。

この近年の増加においては、身体障害者手帳取得が更生医療の給付要件になっている、手帳等級によっては医療費が無料となる重度心身障害児・者医療費助成(福祉医療)が受けられるなどのほか、税金の控除、有料高速道路やNHK受信料の割引などが受けられるといった手帳取得による各種メリットの多さが、病院等を通して浸透していることが要因と考えられます。

サービスに関しては、手帳所持者の高齢化により介護保険の利用が優先されており、障害福祉サービスについては、手帳所持者全体のうちではごく僅かの方が利用している状況です。ただ、在宅生活を続けるうえで、自分自身または家族の支援も限界を迎えている方も多く、今後、サービスの要望が高まるものと考えられます。また介護度の高い方で介護保険のサービス量だけでは不足している方もおり、障害福祉サービスとの併用を検討するケースも増えています。

障害福祉サービスの環境に関しては、特に訪問系サービスについて、長時間支援や夜間の支援、医療的ケアなどの必要性が高まる中、対応できる事業所の確保が難しいなどの課題が生じています。

また、日中活動系サービスにおいては、身体障害のある人を中心に受け入れる自立訓練及び就労支援の事業所が管内になく、事業所の選択肢が少ない状況です。自立支援法では、3障害一体化でサービス提供することは示されていますが、障害のある人の声として、「同じ障害を持った仲間」を求める声も多く、現実的にはまだ実践されていない課題があります。

身体障害者手帳 等級別・年齢層別 交付数

(単位:人)

基準日	H18.4.1	H21.4.1	H24.1.1	
人口	34,179	33,863	34,497	出現率 5.68%
身体障害者手帳 交付者数計	1,730	1,854	1,961	身体構成比
1級	526	568	590	30.1%
2級	322	326	311	15.9%
3級	290	309	339	17.3%
4級	373	442	518	26.4%
5級	113	112	106	5.4%
6級	106	97	97	4.9%
※年齢層 18歳未満	39	36	41	2.1%
18～39歳	84	87	83	4.2%
40～64歳	403	397	376	19.2%
65歳以上	1,204	1,334	1,461	74.5%

H24.1.1 現在の等級別・障害種類別手帳交付数

(単位:人)

障害種類別	視覚	聴覚・平衡	音声・言語 ・そしゃく	肢体 不自由	心臓・腎臓・呼 吸器・膀胱等
交付者数計	104	125	18	1,041	674
1級	37	6	2	230	315
2級	34	38	3	230	6
3級	8	15	10	213	93
4級	8	24	3	224	259
5級	14	0	0	92	0
6級	3	42	0	52	1
全交付者数にお ける障害種別構成比	5.3%	6.4%	0.9%	53.0%	34.4%

(2) 知的障害のある人

知的障害のある人の状況は以下の図表のとおりで、療育手帳所持者数（交付数）で見ると、平成24年1月1日現在234人（平成18年度から23%増）で増加傾向にあります。

手帳取得の要因としては、新生児から明らかに重度障害があり就学前に取得するケース、そして、就学期に中学進学、高校進学等の就学期のライフステージが変わるときに取得するケースが主ですが、最近は、今までは親の支援等でなんとか生活できていた方が親の死や高齢化、離職や解雇等により支援環境が困難になったことから、日中活動系サービスの利用を含め支援策を広めるために取得するケースも増えていきます。

障害福祉サービスに関しては、訪問系サービスの支給量は安定しており、現行のまま推移するものと思われます。

また、日中活動系サービスにおいては、就労継続支援A型及びB型、就労移行支援に取り組む事業所が管内及び近隣市町村に多くあることから利用される方も多く、本人の就労意欲向上により今後一般就労の可能な方が増えてくると考えられます。

療育手帳 等級別・年齢層別 交付数

(単位:人)

基準日	H18.4.1	H21.4.1	H24.1.1	
人口	34,179	33,863	34,497	出現率 0.68%
療育手帳交付者数計	191	221	234	知的構成比
A1(最重度)	36	40	39	16.7%
A2(重度)	51	58	56	23.9%
B1(中度)	65	68	71	30.3%
B2(軽度)	39	55	68	29.1%
※年齢層 20歳未満	34	35	49	20.9%
20～39歳	85	95	93	39.8%
40～59歳	49	54	56	23.9%
60歳以上	23	37	36	15.4%

(3) 精神障害のある人

精神障害のある人の状況は以下の図表のとおりで、精神障害者保健福祉手帳所持者数（交付数）でみると、平成24年1月1日現在111人（平成18年度から46%増）で、特に2級と判定される方が増加しています。

また、自立支援医療（精神通院医療）受給者については、6年前より100名以上増加の362人（平成18年度から44%増）で、疾患区分別では、統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害が175人、気分(感情)障害が95人、挿間性及び発作性障害が28人、神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害が27人、その他疾患で37人となっており、気分障害及び統合失調症の増加が顕著です。

増加傾向にある精神障害のある人に対する訪問系サービスは、本人の精神状況によってサービス利用の変動が大きく、また行政等支援側から見てサービスの必要性がある方について、本人や家族が希望されないため利用に結びつかない方もいます。

また、日中活動系サービスの就労支援については、知的障害のある人同様、本人の就労意欲向上が期待され、今後一般就労も可能な方が増えてくると考えられますが、一方で、周りの人から期待されることでプレッシャーを感じ精神状態の悪化を招くことも懸念されるため、適切な治療の継続等慎重な対応が求められています。

特に、相談支援やサービス利用計画の作成・管理等においては、本人との信頼関係の構築に障害特性を考慮した配慮が不可欠であり、医療機関や関係機関と連携したうえで支援策が求められています。

精神 手帳の等級別・年齢層別交付数及び自立支援医療(精神通院医療)受給者数
(単位:人)

基準日	H18.4.1	H21.4.1	H24.1.1	
人口	34,179	33,863	34,497	出現率 0.32%
手帳交付者数計	76	100	111	精神構成比
1級	6	7	3	2.7%
2級	63	80	91	82.0%
3級	7	13	17	15.3%
※年齢層 20歳未満	0	0	1	0.9%
20~39歳	10	15	28	25.2%
40~59歳	36	49	53	47.8%
60歳以上	30	36	29	26.1%
自立支援医療(精神通院医療)受給者計	251	315	362	精神通院構成比
※年齢層 20歳未満	13	11	11	3.0%
20~39歳	75	85	99	27.4%
40~59歳	105	136	154	42.5%
60歳以上	58	83	98	27.1%

2. 香南香美地区障害者自立支援審査会の状況

(1) 審査会の概要

障害者への支援の必要度に関する客観的尺度として障害程度区分が導入され、平成18年7月、「香南香美地区障害者自立支援審査会」を香美市と共同設置しました。

審査会は、医師、保健師、理学療法士、福祉施設関係者で審査・認定を行っており、新規申請者の他、既に認定されている方の期間等の更新や心身の状態の変化等に伴う障害程度区分変更の審査・認定も行います。

審査会では、認定調査員が調査した106項目の事項を国の定める判定基準ソフトで、判定（一次判定）したものを審査します。その際には、一次判定に反映しきれない心身の状態等を認定調査員が具体的に特記事項として提出し、主治医意見書と併せて判断します。したがって、審査会の判定（二次判定）で一次判定結果が変更になる場合もあり、今までの審査件数の中では、全体で約41%が変更になっています。

香南香美地区障害者自立支援審査会の開催状況及び審査件数

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度見込
開催回数 回	13	11	12	10	11	11
審査件数 件	117	33	37	129	135	153
うち香南市分	47	18	22	57	71	77

(2) 香南市の状況

平成24年1月現在、障害程度区分の認定がされているのは177名です。

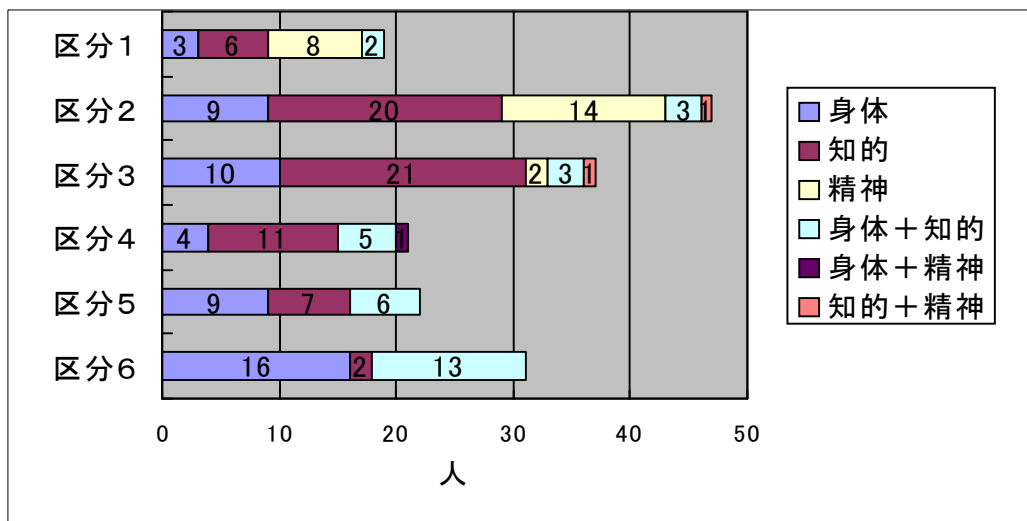
居宅介護、短期入所、生活介護及び施設入所支援などのサービスを利用するには、障害程度区分の認定が必要です。就労支援や自立訓練等のサービスには必要ありませんが、支援の目安として区分認定の申請をされることが多くなっています。

平成21年度の増加は、3年ごとの認定更新時期、また、平成22年度以降の増加は、新体系サービスの適用検証のために事業所主導で認定申請されたことなどが増加要因のひとつです。

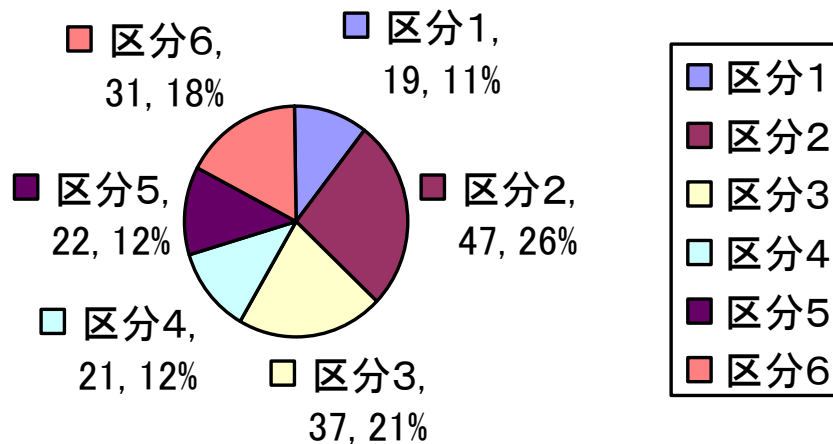
平成24年度以降は、認定期間（心身の状態の変化や特別な理由が想定されない場合は36ヶ月）終了に係る更新申請や、法改正に伴う新たなサービス利用者および、需要の拡大が見込まれるため、審査件数が増加すると考えられます。

また、障害程度区分の判定が、サービスの選択や事業所の報酬にも直結するため、認定調査等県が行う研修会等への参加など、認定調査員及び認定審査委員の更なる適正化が求められています。

障害別区分認定者数（平成24年1月1日現在の177人）



障害程度区分認定者割合



3. 障害福祉サービスの利用実績

(1) 障害者自立支援法に係るサービス種類別の月平均利用者数の実績

平成18年度（10月以降）から平成23年度（11月迄）までの月平均利用者数は以下のとおりです。

サービス種類別月平均利用者数実績

サービス種類	月平均利用者数(人)					
	H18	H19	H20	H21	H22	H23
訪問系サービス	21	27	32	34	36	34
居宅介護	21	27	32	33	34	33
重度訪問介護				1	1	1
日中活動系サービス	10	18	18	32	61	87
生活介護	3	4	7	9	18	29
自立訓練(機能訓練)					1	2
自立訓練(生活訓練)				1	2	2
就労移行支援	1	1		1	2	4
就労継続支援(A型)			1	2	3	6
就労継続支援(B型)	1	7	8	14	23	29
児童デイサービス	5	6	3	5	12	15
短期入所	2	3	3	6	8	6
療養介護	1	1	1	1	1	2
居住系サービス	11	14	15	14	17	17
共同生活介護	6	8	9	9	11	10
共同生活援助	5	6	6	5	6	7
施設入所支援				2	6	16
旧法施設支援費(入所)	54	54	52	51	44	36
旧身障入所更生施設	1			1		
旧身障入所療護施設	20	22	22	21	20	12
旧身障入所授産施設	1	1	1	1		
旧知的入所更生施設	28	25	25	24	21	22
旧知的入所授産施設	4	4	4	4	3	1
旧知的通勤寮	1	2				
旧法施設支援費(通所)	48	55	57	49	44	39
旧身障通所更生施設						
旧身障通所療護施設						
旧身障通所授産施設	6	8	6	5	5	4
旧知的通所更生施設	5	5	4	4		
旧知的通所授産施設	37	43	47	39	40	35
小計(新体系サービス)	45	63	70	89	129	162
小計(旧体系サービス)	103	109	109	100	105	75
サービス利用計画作成			7	14	17	13

障害者自立支援給付事業状況報告用データ(国保連合会)より。(月遅れ請求や過誤による相違あり)

※表内の数字は年度の月平均を小数点以下四捨五入し、整数化。

(2) 障害者自立支援法に係るサービス種類別の月平均利用回数の実績

平成18年度（10月以降）から平成23年度（11月迄）までの月平均利用回数は以下のとおりです。

サービス種類別月平均利用回数実績

サービス種類 【単位：訪問以外は人日】	月平均利用回数					
	H18	H19	H20	H21	H22	H23
訪問系サービス【時間】	323	402	494	1,096	1,218	994
居宅介護	323	402	494	516	604	615
重度訪問介護				579	615	376
日中活動系サービス	63	167	234	450	828	1,314
生活介護	26	31	88	136	271	513
自立訓練(機能訓練)					19	34
自立訓練(生活訓練)				20	39	38
就労移行支援	21	19		9	33	74
就労継続支援(A型)						
就労継続支援(B型)	6		14	48	61	114
児童デイサービス	10	9	4	10	21	43
短期入所	16	21	18	35	56	43
療養介護	29	29	29	30	35	60
居住系サービス	307	394	411	383	439	492
共同生活介護	159	238	244	244	277	293
共同生活援助	149	155	167	140	162	199
施設入所支援						
旧法施設支援費(入所)	1,584	1,547	1,513	1,474	1,314	1,061
旧身障入所更生施設	30	5		29		
旧身障入所療護施設	571	638	637	619	606	353
旧身障入所授産施設	19	19	20	19		
旧知的入所更生施設	802	717	739	690	618	648
旧知的入所授産施設	117	117	116	117	90	61
旧知的通勤寮	45	50				
旧法施設支援費(通所)	860	1,026	1,019	916	858	753
旧身障通所更生施設						
旧身障通所療護施設						
旧身障通所授産施設	116	118	108	98	85	81
旧知的通所更生施設	97	95	76	75		
旧知的通所授産施設	647	814	836	742	773	672

障害者自立支援給付事業状況報告用データ(国保連合会)より。(月遅れ請求や過誤による相違あり)
※表内の数字は年度の月平均を小数点以下四捨五入し、整数化。

(3) 障害者自立支援法に係るサービス種類別の月平均費用の実績

平成18年度（10月以降）から平成23年度（11月迄）までの月平均費用は以下のとおりです。

サービス種類別月平均費用実績

サービス種類	月平均費用(千円)					
	H18	H19	H20	H21	H22	H23
訪問系サービス	956	1,212	1,450	2,890	3,323	2,908
居宅介護	956	1,212	1,450	1,678	2,011	2,103
重度訪問介護				1,212	1,313	798
日中活動系サービス	447	939	1,485	3,255	6,089	10,745
生活介護	208	254	764	1,391	2,631	5,580
自立訓練(機能訓練)					142	248
自立訓練(生活訓練)				133	264	260
就労移行支援	156	141		75	286	633
就労継続支援(A型)						
就労継続支援(B型)	29	497	626	1,323	2,260	3,029
児童デイサービス	55	47	29	72	166	362
短期入所	352	355	222	456	514	467
療養介護	249	250	251	255	297	514
居住系サービス	739	906	935	929	1,117	1,499
共同生活介護	467	623	641	655	761	1,061
共同生活援助	272	283	294	274	356	437
施設入所支援				305	458	1,962
旧法施設支援費(入所)	13,267	13,433	13,220	13,269	11,936	9,001
旧身障入所更生施設	205	31		243		
旧身障入所療護施設	6,304	7,034	7,016	6,959	6,827	3,904
旧身障入所授産施設	89	108	99	135		
旧知的入所更生施設	5,614	5,212	5,231	5,016	4,418	4,642
旧知的入所授産施設	961	878	873	916	691	456
旧知的通勤寮	93	170				
旧法施設支援費(通所)	6,849	7,533	7,676	7,086	6,483	5,689
旧身障通所更生施設						
旧身障通所療護施設						
旧身障通所授産施設	713	770	673	604	530	503
旧知的通所更生施設	903	914	741	747		
旧知的通所授産施設	5,233	5,850	6,262	5,736	5,953	5,185
小計(新体系サービス)	2,743	3,663	4,344	8,091	11,798	18,094
小計(旧体系サービス)	20,116	20,966	20,895	20,355	18,419	14,690
サービス利用計画作成			56	163	215	174

障害者自立支援給付事業状況報告用データ(国保連合会)より。(月遅れ請求や過誤による相違あり)

※ 表内の数字は年度の月平均を100円の位を四捨五入。

※ サービス費用であり、自己負担額を除く請求額ではない。また特別給付費(食事代等)は含んでいない。

4. 香南市の人が利用されると見込まれる障害者施設一覧（位置図）



☀️ …日中系
 ☆ …居住系

※施設・事業所は計画期間中に想定されるサービス種目に表示

※数字は次ページの位置に該当

香南市の人が利用されると見込まれるサービス事業所の状況

位置	施設・事業所名	種目及び定員(見込)		利用者数見込		
		日中系	居住系	H24	H25	H26
香南市	1 いきいき	生活介護(15)		6	9	14
	2 香南くろしお園	生活介護(10)		3	3	6
		就労継続B(30)		29	32	31
	3 風車の丘あけぼの	就労移行(6)		3	5	5
		就労継続A(6)				5
		就労継続B(14)		9	8	8
	4 フレンドリー	就労継続B(24)		9	11	14
	5 のぞみの家	生活介護(62)	入所支援(62)	13	13	13
— ライフサポート「山田」(のいちごホーム)		GH/CH(5)	4	4	4	
— ライフサポート「山田」(はまかせホーム)		GH/CH(5)	2	2	2	
— 香南会		GH/CH(15)	4	8	14	
香美市	6 パワーズ山田	生活介護(20)		2	2	2
	7 福祉工場かがみの	就労継続A(40)		3	3	3
	8 障害者支援施設白ゆり	生活訓練(6)		1	1	
		就労継続B(34)				
	ワーカー第二しらゆり	生活介護(10)		3	3	3
		就労継続B(10)		5	5	5
	9 就労支援センターコーケン	就労継続B(34)		1	1	1
	10 かがみの育成園	生活介護(20)		2	2	2
		生活介護(138)	入所支援(138)	9	9	9
	11 ワーカー白ゆり	就労継続B(10)		3	3	3
		生活介護(30)	入所支援(30)	1	1	1
	— 同仁(ぼのぼの)		GH/CH(5)	1	1	1
	— 同仁(めじろ)		GH/CH(6)	1	1	1
	— ライフサポート「かがみの」(あけぼのホーム)		GH/CH(6)	3	3	3
— ライフサポート「かがみの」(さくらめ)		GH/CH(6)	1	1	1	
— ワーカー白ゆり(八井田荘)		GH/CH(4)	1	1	1	
— ワーカー白ゆり(舟入荘)		GH/CH(6)	1	1	1	
— ワーカー白ゆり(ひまわり)		GH/CH(6)	1	1	1	
南国市	12 ウィッシュかがみの	生活介護(40)		4	4	4
		児童発達支援(20)		2	2	2
	13 ウィール社	就労継続B(20)		1	1	1
	14 土佐希望の家	生活介護		1	1	1
		療養介護(140)	入所支援(140)	8	8	8
	15 障害者支援施設こくふ	生活介護(80)	入所支援(80)	6	6	6
	16 南海学園	生活介護(60)	入所支援(60)	4	4	4
— ライフサポート「大津」(育成会第2グループホーム)		GH/CH(7)	1	1	1	

位置	施設・事業所名	種目及び定員(見込)		利用者数見込		
		日中系	居住系	H24	H25	H26
芸西村	17 第2香南くろしお園	就労継続B(20)		4	4	4
安芸市	18 安芸市ワークセンター	就労継続B(30)		3	3	3
	19 ゆうハート安芸	就労継続B(20)		1	1	1
	20 障害者支援施設あき	生活介護(50)	入所支援(50)	2	2	2
高知市	21 すずめ共同作業所	生活介護(17)		1	1	1
	22 すずめ通所センター	生活介護(25)		2	2	2
	23 維新工房きらり	就労継続A(20)		2	2	2
	24 ワクスみらい高知3(STRAWBERRY FIELDS)	就労継続A(20)		1	1	1
	25 オーシャンクラブ	就労継続B(30)		1	1	1
	26 めざめ	就労継続B(20)		1	1	1
	27 もやハウス	就労継続B(20)		1	1	1
	28 みどり作業所	就労継続B(20)		1	1	1
	29 高知ハビリテーションセンター-就労支援事業所	就労移行(10)		1		
		就労継続B(30)		1	3	3
	高知ハビリテーションセンター	機能訓練(28)		1		
		生活介護(6)	入所支援(40)	1	1	1
	30 あじさい園	生活介護(50)	入所支援(50)	1	1	1
	31 おおなる園	生活介護(60)	入所支援(60)	2	2	2
	32 高知病院	療養介護(120)	入所支援(120)	5	5	5
	— はるのハビリホーム		GH/CH(6)	2	2	2
	— すずめのお宿1		GH/CH(5)	1	1	1
— 寿限無(ぎんが)		GH/CH(3)	1	1	1	
— 宙いろホーム		GH/CH(10)	1	1		
33 療育福祉センター	児童発達支援(20)		18	18	18	
室戸市	— むろと・はまゆう園	生活介護(30)	入所支援(30)	1	1	1
本山町	— 障害者支援施設しゃくなげ荘	生活介護(50)	入所支援(50)	1	1	1
土佐市	— 障害者支援施設とさ	生活介護(50)	入所支援(65)	1	1	1
仁淀川町	— 湖水園	生活介護(50)	入所支援(50)	1	1	1
中土佐町	— せせらぎ園	生活介護(50)	入所支援(50)	1	1	1
黒潮町	— 大方誠心園	生活介護(102)	入所支援(102)	4	4	4
四万十市	— わかふじ寮	生活介護(30)	入所支援(30)	1	1	1
	— ごり工房	就労継続B(20)		1	1	1
	— ぼっちり村(やまびこ荘)		GH/CH(5)	1	1	1
— ライフサポート「中村」(中村第7ホーム)		GH/CH(6)	1	1	1	
橋原町	— 橋原みどりの家	生活介護(80)	入所支援(80)	1	1	1
徳島県	— 徳島病院	療養介護(60)	入所支援(80)	2	2	2

5. 障害のある人の就業状況

一般企業における障害のある人の雇用については、「障害者の雇用に関する法律」において「1.8%以上の障害者雇用率の確保（法定雇用率）」が定められています。

香南市の現状をみると、法定雇用率未達成の企業が多く存在しており、今後も雇用率の向上に向け、一層の促進を図っていかねばなりません。

なお、市町村の機関の法定雇用率は2.1%となっていますが、香南市役所では、平成19年時点は達成できていたものの、平成23年時点では法定雇用率0.96%で2名分の不足が生じている状況です。（平成22年度に算定基礎職員数が増え、市役所分から教育委員会分へ人数の異動あり。教育委員会では今まで達成している状況。）

平成20年度以降市でも検討され、平成21、22年度は障害のある人を臨時職で雇用、平成23年度の新規職員採用試験では障害者枠を設けるなど対応してきました。今のところ雇用には繋がっていませんが、今後も引き続き、新規採用試験に障害者枠を設定し雇用を進めると共に、障害のある職員への精神面でのサポート、業務内容・業務量を考慮した職員配置、職場環境のバリアフリー化など行っていきます。

障害者雇用率の状況（平成23年6月1日現在）

※民間企業（法定雇用率 1.8%）

区分	企業数	算定基礎労働者数	障害者の数	障害者の種類			実雇用率	法定雇用率達成企業数	達成企業割合	未達成企業数	不足計
				身体	知的	精神					
全国	75,313	22,261千人	366千人	284,428	68,747	13,024	1.65%	34,102	45.3%	41,211	—
高知県	407	69,583.5人	1,310人	862.0	351.0	97.0	1.88%	226	55.5%	181	—
ハローワーク香美管内	22	3,597人	80.5人	37.5	41.0	2.0	2.24%	15	68.2%	7	9
香南市	9	1,871人	55.5人	25.5	29.0	1.0	2.97%	6	66.7%	3	5

※市町村の機関（法定雇用率 2.1%、教育委員会は 2.0%）

区分	機関数	算定基礎労働者数	障害者の数	障害者の種類			実雇用率	法定雇用率達成機関数	達成機関割合	未達成機関数	不足数計
				身体	知的	精神					
全国	2,353	1,049千人	23千人	22,375	462	525	2.23%	1,970	83.7%	383	—
高知県	37	8,538.0人	165.5人	157.0	2.5	6.0	1.94%	26	70.3%	11	16.0
香南市役所	1	207.5人	2人	2	0	0	0.96%	—	—	—	2
教育委員会	1	113.5人	2人	2	0	0	1.76%	—	—	—	0

※香南市役所：重度以外2人（職員・嘱託）を雇用

注）法定雇用率の算出には、重度身体障害者又は重度知的障害者は、1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとみなすなどの基準があるため、人数が小数点表記となっている場合がある。

※資料提供：高知公共職業安定所（香美出張所）

第4章 基本課題の抽出

1. 事業所ヒアリング及びアンケートによる課題抽出

香南市内の障害のある人の状況及び課題の把握方法として、香南市の障害のある人が利用する近隣の事業所に出向き、日頃、利用者や保護者との会話の中で聞く、利用者（家族）の希望・要望等を聞き取り調査することで、利用者のニーズや香南市の課題を把握できないか、また、サービス量については、現状の支給決定量と実績量を基に、本人や家族の状況、能力等を個別に検証し、3年間の予測（計画）を個別判断できないかと考え、平成23年9月～10月に「事業所ヒアリング」を実施し、また利用者が少数の事業所については「事業所アンケート」を実施しました。

ヒアリング及びアンケートの項目については、

- ①個別状況（本人の能力・意欲等の状態、家族の介護力状態や意向）を踏まえた今後3年間の見込量
- ②利用者から受けた相談内容（福祉サービスに関する事、障害や病状の理解に関する事、健康・医療に関する事、不安解消・情緒安定に関する事、保育・教育に関する事、家族関係・人間関係に関する事、家計・経済に関する事、生活技術に関する事、就労に関する事、社会参加・余暇活動に関する事、権利擁護に関する事等）
- ③事業所全体に関する事（系列法人を含むサービスの追加や定員の動向など将来展望、貴事業所で感じる課題及びその対応策、今現在連携をとっている関係機関、今後連携をとりたい関係機関、行政等に対する意見や要望等）

を設定し、①については、「第6章 サービス見込量の設定」に反映し、②及び③については、次のように集約されました。



(1) 利用者から受けた相談内容

《福祉サービスに関すること》

【新たなサービス利用】

- ・将来を含めケアホーム等の利用や短期入所に関する相談が多い

【情報】

- ・手帳、年金、その他サービス等に関する情報不足

【手続き】

- ・行政からの案内等が分かりにくく、またその申請等の手続きが困難

【相談】

- ・障害者本人が困り事などを伝えられないなど放置されている現状があるため関係機関等の積極的な関与が必要
- ・将来への不安、地域生活への不安
- ・サービスの利用終了に向けた不安
(グループホーム等においては生活場所が決まらない不安)

《障害や病状の理解に関すること》

【本人】

- ・自分の障害特性や病状を理解し、生活への影響を考えたい
- ・障害内容によっては病状などを隠したい

【周囲】

- ・障害がある事による生活のしづらさなどを分かってもらいたい
- ・保護者として社会の理解度への不安がある (行政等による社会啓発)

《健康・医療に関すること》

【相談先】

- ・誰に相談すればいいのか分からない

【医療機関】

- ・障害があることで不適切な受診判断がされることへの不安がある
- ・事業所側では、本人を介しての病状把握が困難な場合があるので直接医療機関と連携を図りたい
- ・通院先の選択

【通院方法】

- ・交通手段がない、病状にあった病院が近隣にない

【生活面】

- ・本人が病状を理解できなかつたり、服薬など家族の支援を得られない

《不安解消・情緒安定に関すること》

【要因】

- ・対人トラブル、金銭面、病状

【家族】

- ・今は介護できているが、将来への不安が高い

《保育・教育に関すること》

【制約】

- ・ 障害による社会的制限に関して不安

【連携】

- ・ 相談や支援の過程での対人関係等への不安

《家族関係・人間関係に関すること》

【家族】

- ・ 家庭内でのコミュニケーションや病状理解
- ・ 障害施策の利用等について家族が理解できていない
- ・ 家族の思い描くサービスと現実とのギャップ

【事業所】

- ・ 利用者間でのトラブルは貸し借りによるケースが多い
- ・ 現状での安定を求める家族により本人の意思・行動が阻まれる
- ・ 保護者が高齢等により関与が少なくなった

【世間】

- ・ 障害サービスの利用を周りの人に知られたくない

《家計・経済に関すること》

【金銭管理】

- ・ 将来を含め収入源の確保が厳しい
- ・ 1ヶ月における生活費の使い方等を本人が把握できていない
- ・ 家族の金銭援助や金銭管理など支援が少ない（事業所へ任そうとする）

《生活技術に関すること》

【行動】

- ・ 掃除や調理などを1人でできない（独居等家族支援がない場合に援助を要する）

【教育】

- ・ 時間把握や金銭管理、整容面など社会に通用する教育を高めてもらいたい

《就労に関すること》

【工賃】

- ・ 工賃アップ
- ・ 働ける場所の確保

【事業所】

- ・ 事業所利用に際し保護者の制度への理解が難しい場合がある
- ・ 作業消化に関し利用者の通所調整を要する場合がある

《社会参加・余暇活動に関すること》

【休日】

- ・通所以外に過ごし方が分からない
- ・興味を引く余暇活動がない

【家族】

- ・余暇活動への理解不足や社会へ出ることを阻む

【事業所】

- ・イベント企画や保護者への理解が困難な場合もある

【移動手段】

- ・通所時は送迎等を活用できるが、本人だけでは交通手段がない

《権利擁護に関すること》

【権利擁護】

- ・人権尊重
- ・権利擁護等各種制度の認知不足

《その他》

【事業所】

- ・家庭との情報共有
- ・送迎手段の確保

【家庭】

- ・将来への不安（今取り組むべきことが分からない不安）

まず、サービス事業所においてサービス以外に関する相談内容が数多く寄せられていたことに、障害のある人の抱える問題が多岐に及んでいるうえ、相談の内容に関する一番の解決先である対象の機関に直接相談されていない現状が伺われます。全般に言えることですが、特に、医療に関することはかかりつけの医療機関があるにもかかわらず、事業所の話しやすい支援員に相談されるケースが多いことから、医療機関においては相談しやすい窓口が求められ、事業所においては適切な機関へ繋ぐことや関係機関との連携が必要になっています。

また、人間関係に関しては、障害のある人のコミュニティが事業所と家庭など限定される方も多く、そこでの問題が当事者にとって精神不安の要因になる可能性があり、当事者の不安が高まる前に察知することが望まれ、そのためには事業所等の支援員に求められる役割は大きくなっています。

あわせて、通所している方の多くが平日は安定した時間の過ごし方をされますが、土日などの余暇活動に関して何をして過ごせばいいのか、こういったところが利用できるのかといった問題も明らかになっています。

(2) 事業所全体に関すること

《系列法人を含むサービスの追加や定員の動向など将来展望》

【サービス動向】

- ・グループホーム、ケアホームの新設拡充への動きが広がっている
- ・入所系はほぼ「生活介護＋施設入所支援」へ移行(定員も現行どおりが主)
- ・現サービス提供の中で利用者ニーズを基に多機能型(新サービスの拡充)を検討している事業所もある
(身近な地域にないサービスへの取り組み)

【サービス外】

- ・父母会の立ち上げ
- ・地域との交流強化
- ・障害者本人だけでなく保護者の介護負担も見据えた取り組みの検討

《事業所で感じる課題及びその対応策》

【通所系】

- ・人員確保
- ・全てのことを施設に任せる、預けっぱなしの保護者が多い
(現状安定を望む保護者が多い)
- ・自閉症や重度障害者など専門的な介護体制(医療ケア含む)の確立が困難
- ・利用者の休み等が生産性低下に繋がっている

【入所系】

- ・保護者の高齢化に伴い施設との関係が希薄傾向

【その他】

- ・通所手段の確保が厳しい
(送迎範囲の広域化、重度障害者対応、送迎車両やスタッフ不足等)
- ・報酬単価の減少
- ・障害程度区分による利用者のサービス制限
- ・病院、デイケアとの連携強化の重要性を感じる
- ・介護(保険)、DV、子ども関係など障害分野以外の相談対応

《現在連携をとっている関係機関及び今後連携をとりたい関係機関》

【現在】

- ・主に対象者に関して必要な時に連携をとる状態であり、平常時には連携が少ないため、緊急時などの対応などでスムーズな連絡が取り合えていない現状がある

【今後】

- ・問題が生じたときにすぐにつなげられる関係づくりを日頃からしておきたい
- ・地域移行に関して病院側もグループホーム、ケアホーム等の関係者と日頃から情報交換しておきたい
- ・地域のボランティアや一般企業との関係づくりに取り組みたい

《行政等に対する意見や要望》

【手続き等】

- ・事務の簡素化、迅速化（市町村によって大きな開きがある）

【情報提供】

- ・保護者への情報提供（制度変更などの説明を施設任せにせず、行政から保護者へも説明してもらいたい）
- ・障害者でも分かる文書の作成
- ・利用者は利用している現状のサービスだけしか分かっておらず、他にも多様なサービスがあることを示して欲しい

【研修・教育】

- ・保護者向けの研修（本人の自立と親の子離れを促すプログラムや障害者の性等）をしてもらいたい
- ・施設利用される前に養護学校等での問題などを事前に詳細に報告してもらいたい（事後発覚が多い）
- ・養護学校のうちから性教育など社会に出る前の準備をしてもらいたい

事業所においては、利用者からの様々な問題をいかに適切かつ迅速に解決できるかといったことに苦慮しています。以前から各種機関との連携の重要性は認識していても何かのきっかけがないと連携しづらい、連携が弱まる傾向があり、自立支援協議会を核に、周辺市町村を含めた事業所等との合同研修などが有効と考えられています。

また、障害のある人だけでなく、その家族などとの関わりに関しても、行政によるアプローチが求められています。障害のある人への直接的支援はできたとしても、その支援をより活かすための家族に求める役割が高まっており、保護者へ向けたアプローチを行政で発信してもらいたいという事業所が多いです。

（3）今後の取り組み

今回のヒアリングやアンケートで明らかになった課題については、自立支援協議会の相談支援部会や就労支援部会等で対策を検討していきます。

特に、余暇活動や保護者向けの研修に関しては、どの事業所も必要性を感じているため、家庭、事業所、医療、福祉など関係機関の連携を高めつつ、本計画期間中に課題解決に向けた取り組みをします。

また、行政や市内の事業所だけでは実効性が乏しい課題もあるため、送迎や土日の開所についての課題など広域で取り組むべきことに関しては、近隣市町村等への呼びかけ、また近隣の事業所や県とも協議して進めていきます。

2. サービス未利用者アンケートによるサービス認知度

香南市において障害者手帳を取得されている方が2,300人を超える中で、障害福祉サービスを利用されている方が200人強しかいないことから、「サービスを必要とする人に必要なサービスが行き届いているか」、「どうしてサービスを利用されていないのか」その要因を明らかにすることで、今後のサービス見込量への影響等を検証できればと考え、平成23年9月～10月に「障害福祉サービス未利用者アンケート」を実施しました。

対象者は、18歳～64歳の方で、障害福祉サービス・介護保険サービスを利用されている方を除いた、身体障害者手帳所持者のうち1級～4級（287人）、療育手帳所持者（42人）、精神保健福祉手帳所持者（59人）、自立支援医療（精神通院）受給者（138人）の合計526人で、152人（回収率28.9%）から回答がありました。

（1）各種サービスの認知度に関する分析

- ・在宅生活支援の中でも介護保険サービスにもあるものについては比較的認知度は高い
- ・周知度が最も高いのは訪問入浴で、最も低いものが障害児者地域支え合い事業である（児童関係のサービスを除いて）
- ・自立支援法になってからの新しいサービスである就労系と自立訓練やその他の社会生活支援については周知度が低い
- ・未利用の理由として、多くは「必要性がない（家族等の介助または対象要件外）」であるが、「利用方法がわからない」「経済的な心配」で相談や利用につながない方もいる
- ・「相談しやすい窓口」が求められる中で、地域活動支援センターの周知度が低い現状があり、相談窓口の周知や体制について検討が必要

回答結果

- [未利用理由] 1. 自分のことは自分でできている。(家族等が介助・援助してくれる)
 2. サービスの対象要件に当てはまっていない。
 3. サービスをどうやって使うのかわからない。(申請方法含む)
 4. お金がかかる。
 5. 他人に干渉されず自由に生活したい。
 6. その他

分類	No	サービス名	知らなかった (人)	(%)	知っている (人)	(%)	未利用理由(上記番号参照)						利用 したい	詳しく 知りたい
							1	2	3	4	5	6		
在宅生活支援	1	居宅介護、重度訪問介護等、移動支援	45	29.6	96	63.2	65	27	1	2	5	4	2	3
	2	訪問入浴サービス	36	23.7	104	68.4	66	33	3	1	5	2	0	1
	3	短期入所(ショートステイ)	56	36.8	84	55.3	49	31	3	3	6	4	3	2
	4	補装具費支給、日常生活用具給付等事業	65	42.8	73	48.0	38	31	5	1	3	5	1	4
	5	住宅改修、住宅改造支援事業	58	38.2	82	53.9	32	31	4	9	4	8	1	4
	6	障害児者地域支え合い支援事業	104	68.4	31	20.4	24	25	1	2	3	2	2	1
日中活動支援	7	生活介護、日中一時支援事業	63	41.4	75	49.3	44	25	2	1	4	4	0	1
	8	自立訓練(機能訓練、生活訓練)	70	46.1	67	44.1	38	26	2	2	6	3	0	2
	9	就労移行支援、就労継続支援(A型、B型)	72	47.4	63	41.4	30	25	7	2	3	7	4	7
	10	地域活動支援センター	83	54.6	55	36.2	24	20	5	3	6	3	3	4
	11	児童デイサービス	94	61.8	42	27.6	18	34	2	2	2	2	0	1
	12	障害児長期休暇支援事業	102	67.1	33	21.7	17	34	0	1	3	2	0	1
施設支援	13	グループホーム、ケアホーム等	64	42.1	74	48.7	44	31	2	1	5	4	0	3
	14	施設入所支援	59	38.8	77	50.7	45	34	3	2	3	3	0	3
その他社会生活支援	15	相談支援	71	46.7	65	42.8	39	18	9	2	1	8	5	6
	16	コミュニケーション支援	94	61.8	44	28.9	35	25	0	2	3	3	0	1
	17	医療機関送迎サービス事業	66	43.4	72	47.4	45	24	4	2	2	4	3	4
	18	社会参加のための外出支援サービス事業	80	52.6	59	38.8	39	28	1	1	1	3	1	1
	19	自動車運転免許取得・改造助成事業	90	59.2	48	31.6	24	30	4	3	2	4	2	3
	20	在宅生活支援事業	100	65.8	37	24.3	22	30	2	1	1	4	0	1

※N011. 12は障害のある子どもに関するサービス。未利用理由の3, 4については、制度の周知が必要。赤字は「知らなかった」人の割合が高いサービス。

(2) 障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりに必要なもの

問: 障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりのためには、 どのようなことが必要だと考えますか。(3つまで選択可)	人	%
1. 相談しやすい窓口をつくる	77	50.7
2. サービス利用の手続き支援 (事務の簡素化を含め利用者状況に応じた柔軟な対応)	51	33.6
3. 行政からの福祉に関する情報提供の充実	42	27.6
4. 公営住宅の優先入居や、グループホームの整備など生活の場の確保	26	17.1
5. 在宅での生活や介助がしやすいよう保健・医療・福祉 のサービスの充実	36	23.7
6. 保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	19	12.5
7. 医師や専門職員による訪問指導の充実	15	9.9
8. リハビリ・生活訓練・職業訓練などの通所施設の整備	19	12.5
9. 同じ障害のある仲間が集える場の確保 (スポーツ、サークル、文化活動の充実)	21	13.8
10. 職業訓練の充実や働く場所の確保	25	16.4
11. 障害の有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会や場の充実	17	11.2
12. 公共施設の整備・改善	12	7.9
13. 災害のときの避難誘導體制の整備	30	19.7
14. 差別・偏見をなくすための福祉教育・広報活動の充実	26	17.1



3. 香南市障害者自立支援協議会の意見

平成19年11月に設立しました香南市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）では、「相談支援部会」、「就労支援部会」、「こども部会」といった専門部会を設け、現場の声を吸い上げ検討しています。

「相談支援部会」においては、地域活動支援センターの活動報告や課題、障害福祉サービス利用者の状況報告や支援内容の確認、関係機関での情報共有、ケース検討等を行っています。その中で、高齢障害者への今後の支援、独居男性の食生活への支援、支援センター利用にあたっての交通手段の利便性等全体に共通した課題があがってきています。

また、個別ケース対応は実績を積んできていますが、高齢者福祉と比べ地域で展開している事業が少ないことやネットワークの弱さがあるため、今後は社会福祉協議会や高齢者介護課、必要に応じて医療機関を交えながら、地域の各種団体との関係づくりを意識し、個から全体の取り組みを進めていくように検討していきます。

「就労支援部会」においては、就労支援サービス更新時の支給決定更新時の協議の場として機能することが多く、その該当サービス事業所の参加を要請しています。

その他、就労相談にあたって必要な情報提供ができるよう、近隣市町村を含むサービス事業所の概要一覧を作成したり、実際に事業所見学を行ってきました。平成22年度には、市内の障害のある人が利用している事業所でのそれぞれの課題を出し合いました。そのまとめが28ページの表ですが、その解決と具体的な支援策について、平成23年度より検討を行っています。その中で、障害者雇用をしている一般企業への見学を行い、参加者が働くイメージを持つ、支援する側も今後の支援の参考になるなどの成果が得られ、今後も継続的な実施の必要性を確認しています。

しかしながら、就労を目指す人がより具体的な目標を持つためには、通勤手段や地域社会の理解、家族の協力など障害のある人を取り巻く現状を踏まえたうえで焦点を絞った支援策が今後は重要になってくると考えます。そのためには、就労支援部会にとどまらず、部会を超えての事例検討や情報収集を行い、連携の強化を図りながら更なる検討を行います。

また、就労支援における大きな課題が、障害者の就労の場の拡大であるため、一般企業への働きかけ等受け入れ企業の開拓についての具体策を障害者就業・生活支援センターやハローワークとともに検討していきます。あわせて、保護者の理解を深めるための家族向け勉強会を実施し、継続していきます（H23年度には精神障害をテーマに実施済み）。

「こども部会」においては、ニーズの高まってきた子どもに関する相談対応をより具体化していくための場として、平成21年度に設置しました。

ライフステージごとに関係機関が移っていくことの問題から、関係する保育、幼稚、小学校、中学校のほか、教育委員会、健康対策課、福祉事務所、福祉保健所が持っている施策や情報を共有化し、整理しました。更に、「使えるサービスが何か分からない」「どこへ相談していいのかわからない」という保護者の声もあり、保護者にわかりやすい相談窓口やサービス利用の手引きとなるパンフレットの作成と活用の検討を行っています。

部会では、ヒアリングやアンケート結果も踏まえ、次の4点、「①保育所・幼稚園から小学校への引き継ぎや連携について、②児童デイサービス等社会資源の利用における送迎について、③放課後や休日、長期休暇など余暇の過ごし方について、④保幼小中学校、教育委員会、健康対策課、福祉事務所、福祉保健所、特別支援学校、事業所など関係機関の連携とコーディネーターの位置づけについて」を課題として捉えています。

その課題に向けた施策としては、平成24年度に教育委員会の新規事業として「就学前教育充実支援事業」を実施する予定です。専門コーディネーターを配置し、「①園内研修の充実、②巡回相談事業の実施、③保幼小中学校連携の実施支援」を柱として、職員の資質向上や適切な援助、関係機関の連携を目指します。

これらの課題の中で、送迎や余暇活動については、障害のある子どもも含め、障害のある人全体に共通している課題でもあり、部会だけでなく、事業所等関係機関を交えた検討会や協議会全体会でも協議していく予定です。

協議会としては、香南市における具体的な実例を基に、香南市独自の最善策を提案・提供できるよう、協議会内の連携、課題意識の共有、事例検討等を積み重ねていくことが、障害のある人が地域生活をより良く送れる香南市になるものと考えています。



就労支援部会事例検討会のまとめ (H23.1~3月研修会より)

就労支援部会事例検討会のまとめ

課題	希望すること	対策(案)	
① 本人の基本的な生活習慣	<p>基本的な生活リズム・身の回りのことが自立出来るための効果的支援方法はないか？(起床・就寝・身だしなみ・食事・健康維持など)</p> <p>一般的な社会人としてのマナー・ルールを身につける方法</p> <p>家族全体が生活力が低く、本人が社会性を身につける機会が少ない</p>	<p>各事業所で座学・チェックリストなど工夫はしているが、生活場面でのアセスメントや指導には限界がある。</p> <p>就労支援事業所で出来ることと、事業所外で出来ることの役割分担が必要</p> <p>家族への介入・家族の相談窓口</p>	<p>○座学の研修(SSTの技術):事業所外での座学開催→地活の就労支援プログラム活用</p> <p>○余暇活動・イベントを通じたアセスメント(温泉・バイキング・買い物等)の工夫→各事業所単位で出来る工夫</p> <p>○相談支援事業所による生活面での相談と就労支援事業所での支援の協働体制を作る</p> <p>○第三者によるアセスメント(普段関わりの少ない人との交流の機会:他の事業所との合同企画・保健師による健康指導・ボランティアや実習生の活用・支給決定前に使えるお試しヘルパーなど)</p> <p>○家族への個別相談(どこが受け持つか?)←直接支援</p> <p>○家族対象の学習会(障害に対する理解や家族に出来る協力などをテーマに講師を招く)←間接支援</p>
② 職場で必要な力	<p>職場で必要な職業人としてのマナー・ルールの指導について(「報・連・相」の必要性・企業が求める人作りの視点)</p> <p>就労意欲の低い利用者から意欲を引き出す支援</p>	<p>効果的な指導方法について、工夫していることなど情報交換がしたい</p>	<p>○個別支援計画の作り方や職員の支援力をあげるための研修</p> <p>○就労支援部会などを活用し、テーマを絞った事例検討会を継続して行う</p> <p>○「就労」に対するイメージを明確にするために、利用者参加の企業見学ツアー実施</p>
③ 余暇	<p>事業所ごとで余暇活動に取り組んでいるが、十分にニーズに対応できていない</p>	<p>イベント情報の提供・合同で取り組めるプログラムの創設</p>	<p>○休日スポーツクラブを実施し、送迎・見守り等に相互に職員をつける</p> <p>→一般市民やボランティアにも参加してもらい協力者を増やす</p>
④ 連携	<p>就業・生活支援センターの利用方法・役割分担が不明確</p> <p>実習を引き受けてくれる企業情報・企業開拓</p> <p>医療機関との評価のズレ</p>	<p>登録・ケア会・情報交換のタイミングや頻度など具体的連携イメージを構築したい</p> <p>受け入れ企業の一覧表など</p> <p>目的や着眼点の違いを理解し合いたい</p>	<p>○企業見学ツアー実施で、各機関の役割や得意分野の理解・協力体制の強化を図る</p> <p>○他機関との連携があるケースを取り上げて、事例検討を行う</p> <p>○就労支援部会の際に、機関・事業所ごとに特徴をプレゼンする</p> <p>○医療機関が行う就労支援について学習する機会をつくる</p>
⑤ 年齢	<p>高齢利用者に対する「事業所利用」以後の支援</p> <p>若年利用者のライフステージの変化にあわせた支援</p>	<p>定年以降の日中活動の場</p> <p>自立・社会参加の機会</p>	

- 地域活動支援センターあけぼのの日中活動・啓発事業で新たに取り組みそうなこと
- 就労支援部会を活用して実施してはどうかと思うこと
- 複数の事業所・機関の協力で事業化していきたいこと
- 県の自立支援協議会に提案し、人材育成の課題として取り上げて欲しいこと

第5章 計画の基本目標

1. 計画の基本目標と基本方針

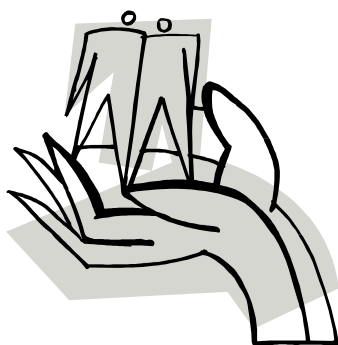
前章までに記述した障害のある人の状況など合わせ、第1期、第2期計画でやり残した課題を克服し、一層の向上を図る余地がまだまだあることから、第1期、第2期での基本目標『「安心」と「自立」を支える』を踏襲しつつも更に高め合う必要があると認識し、次のとおり基本目標を掲げました。

香南市第3期障害福祉計画の基本目標

更なる「安心」と「自立」を支える

障害のある人が、できるだけ住み慣れた地域で安心して自立した暮らしをおくることができるよう、障害者基本計画と連動して、自立支援法に基本づく障害福祉サービスの整備や地域生活支援事業に取り組み、「地域生活を支援する総合的な支援システム」の構築をめざします。

そして、関係機関との連携強化や相談支援の機能強化による個々の課題の抽出を積極的に行い、協議会やその部会等その対策に向けた協議の場の充実を進めるなかで、香南市に住んでよかったと思える施策展開やフォローアップ機能の強化をめざします。



また、基本方針については、次のとおりとします。

基本方針①

自己選択、自己決定を尊重する相談・権利擁護のための支援体制の確立

障害のある人が「自己選択と自己決定」によって一人ひとりの状況に応じた安心な生活を送るために必要なサービスを的確に利用できるよう、福祉、保健・医療、教育をはじめとした様々な情報を集約し提供することに努めます。

それと同時に、多様な相談にできるだけ身近で対応できるよう、協議会を含め関係機関の連携による相談支援体制の充実に努めます。

また、サービス利用にあたり、自らの判断能力に欠ける方であっても安心して必要なサービス利用が適切にできるよう、権利擁護のための支援体制づくりをすすめます。

基本方針②

障害のある人が求めている地域生活を支援するサービス・ニーズの把握と確保

市は、障害福祉サービスを一元的に提供する責務があり、障害のある人の生活支援に必要と考えられる障害福祉サービスの必要量（サービスごとの必要量に関しては後述）を確保しなければなりません。

また、地域の中で必要な支援を受けながら自立して暮らすことができるよう総合的なサービス提供体制づくりを進めるために、障害のある人の利用ニーズの把握とそのニーズに対応できるサービス提供基盤の整備、新たな制度の創設にも積極的な取り組みをすすめます。

あわせて、サービスを受けられることが安定した生活を続けられるということではないため、就労や余暇活動など、生活の喜びや生きがいなどを見出したり、社会参加、社会貢献などの自己実現を図ったりするなど、サービス以外でのフォローも重要視されはじめており、そういった分野への関与を検討します。

第6章 サービス見込量の設定

本章における記載方法は、各々の目標案件やサービスに対し、『①概要説明、②【サービス確保のための方策】、③【計画期間中に取り組むこと】、④各年度の実績及び見込量、⑤課題や考察等（マーク）、⑥参考（状況）』での並び順を基本に、記載可能な部分を明記しました。

1. 平成26年度に向けた数値目標

(1) 施設入所者の地域生活への移行

入所施設から平成26年度末において地域生活へ移行する人数の目標の設定について、国の基本方針では、

平成17年10月1日時点の施設入所者数から

○平成26年度までに、福祉施設の入所者のうち、3割以上を地域生活へ移行する。

○平成26年度までに施設入所者数を1割以上削減を目標とする。

と定めています。

平成18年度以降、地域生活への移行に取り組み、平成23年7月末現在9人が地域生活へ移行しましたが、常に入所希望者がいる現状から、空きができても新たに入所する方が多く、入所者数自体の削減は厳しい状況にあり、平成26年度末の目標設定は平成17年10月時点の50人から1人削減の49人としました。

また、現入所者の個々の状況を含め地域移行の可能性を確認したところ、地域移行できる状況の方は3名程度にとどまると考えられ、第2期計画の13人よりも低い12人と目標設定しました。

平成26年度末における施設入所者数の目標

項目	目標	備考
入所者数(A)	50人	平成17年10月1日現在の法定施設※の入所者数
平成26年度末の施設入所者数(B)	49人	平成26年度末時点の利用人員見込み
【目標値】 削減見込(A-B)	1人 (2.0%)	差引減少見込数(平成17年10月1日時点から)
【目標値】 地域生活移行者数	12人 (24.0%)	平成17年10月1日現在の施設入所者がグループホーム、ケアホーム、福祉ホーム等へ移行する者の数

※通勤寮、援護寮、福祉ホームは対象外

👉 施設利用の要件であった障害程度区分について、区分4（50歳以上の方は区分3）より低い方についても平成24年度以降も継続入所できるようになったことから、地域移行できる可能性のある障害のある人が入所のままで、重度の障害のある人が待機の状態になることが懸念される

👉 市が入所者に関わるのは、調査時など限られた場合のみであり、地域生活への移行ができるかどうかについて、本人の状態や意向、家庭の状況、施設の支援方針など日頃から積極的に把握をしていくことが必要

👉 長期入所している方の家族は、24時間体制である施設が一番安心との認識が高く、その施設を離れること、退所しても同様のケアがされるのかという不安が高く、地域生活への移行に不安が強いため、家族への説明や家族を交えた支援のほか、家族が安心できるようケアホーム等の夜間支援体制を整えていくことが必要

【参考：平成18年度以降、施設退所し地域移行した人の状況】

- ① 移行者の障害種別：身体障害2名、知的障害7名
- ② 移行前施設：のぞみの家1名、ハビリテーリングセンター1名、かがみの育成園5名、ワークセンター白ゆり2名、
- ③ 移行後の状況：1人は自宅、8人はグループホーム・ケアホーム
（現在、うち1人は元の施設へ再入所、1人は入院中であるが、それ以外の方は継続利用。日中活動は就労継続支援B型。）
- ④ その他特記事項
 - ・ 現在も地域生活を継続している方は、入所していた福祉施設等の同系列のケアホーム、通所施設を利用中
 - ・ 施設から市への情報提供が少なかった（連絡が遅かった）ため、今後市からの積極的な情報収集が必要（連携強化）

（2）「退院可能精神障害者」の地域生活への移行

精神科病院入院患者のうち、地域での受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害のある人（以下「退院可能精神障害者」という。）について、県の調査（平成23年9月）で9人が見込まれており、その全員が地域生活へ移行することを目標としました。

しかしながら、県調査で医療機関による判断であるため、市として、その実践については医療機関と連携し、本人意向を含め生活能力の把握が不可欠です。そのうえで、グループホーム、ケアホームなど住まいの場の確保をはじめ、日中活動系サービス、訪問系サービスなどの支援のあり方について具体的検証をする必要があります。

また、長期入院している方の多くが病院での生活に慣れてしまっていることから、社会生活への適応が難しい側面があり、時間は要しても入院中からの適応訓練や指導、地域生活支援事業で新たに創設した在宅生活支援事業の利用などが求められています。

平成 26 年度末における退院可能精神障害者の地域移行の目標

項目		数 値	備 考
現 在		9 人	現在の退院可能精神障害者数 (平成 23 年 9 月時点における県の調査結果)
目 標 値	平成 24 年度	1 人	○自宅 2 人 ○グループホーム若しくはケアホーム 7 人 を見込む。
	平成 25 年度	3 人	
	平成 26 年度	5 人	
【目標値】減少数 (地域への移行人数)		9 人	平成 26 年度末までに減少 (地域への移行) を目指す数

👉 市が医療機関と関わりをもつケースは在宅者がほとんどで、入院している方に関する情報は少ないため、どういう方が入院しているのか、どういう状況なのかも把握しづらく、平成 24 年度から導入される相談支援の地域移行支援の実施に先駆け、市及び相談支援事業等の支援体制を医療機関へ周知することが必要

👉 病院併設の移行型グループホームでは、2 年間で地域生活ができるよう生活支援を行う前提があるが、実際には地域移行が難しく利用期間を延長するケースがある

【参考：平成 18 年度以降、病院を退院し地域移行した人の状況】

- ①移行前病院：海辺の杜ホスピタル（2 人）、土佐病院（1 人）
- ②移行後の状況：宙いろホーム（移行型 GH 2 人） ※併設病院デイケアを活用
※現在、1 名は養護老人ホームへ入所、1 名は病院へ入院
自宅（1 人）

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

平成26年度において、福祉施設(就労支援事業所)利用者のうち、就労移行支援などを通じて、一般就労に移行する人数の数値目標の設定について、国の基本方針では、

平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上を目標とする。

と定めています。

市においては、就労移行支援事業所ヒアリングの結果から、3人を目標とします。

平成26年度における福祉施設利用者の一般就労移行の数値目標

項目	数値目標	備考
年間一般就労移行者数	1人	平成17年度において福祉施設(授産施設など就労支援施設)を退所し、一般就労した人数
【目標値】 平成26年度の 年間一般就労移行者数	3人	○平成26年度において福祉施設(就労支援施設)を退所し、一般就労する方の見込み数 ○事業所で就労移行支援を受けている者3人を見込む

※この目標値は平成26年度の単年を見込んでおり、平成24、25年度は目標値を設定していない。

協議会の構成機関でもある「香南くろしお園、フレンドリー、風車の丘あけぼの」とは連携がとれており状況把握はできつつあるが、他市の事業所については行政からの積極的な働きかけが十分でないため一般就労可能な方への積極的なアプローチ、フォローが必要

企業の理解促進と雇用の場の確保、就労移行支援等のサービス事業所の充実、公的な機関や地元企業への雇用や業務発注等の働きかけなど就労支援システムの構築のほか、今以上に就労支援施設における一般就労への一層の取組みが必要

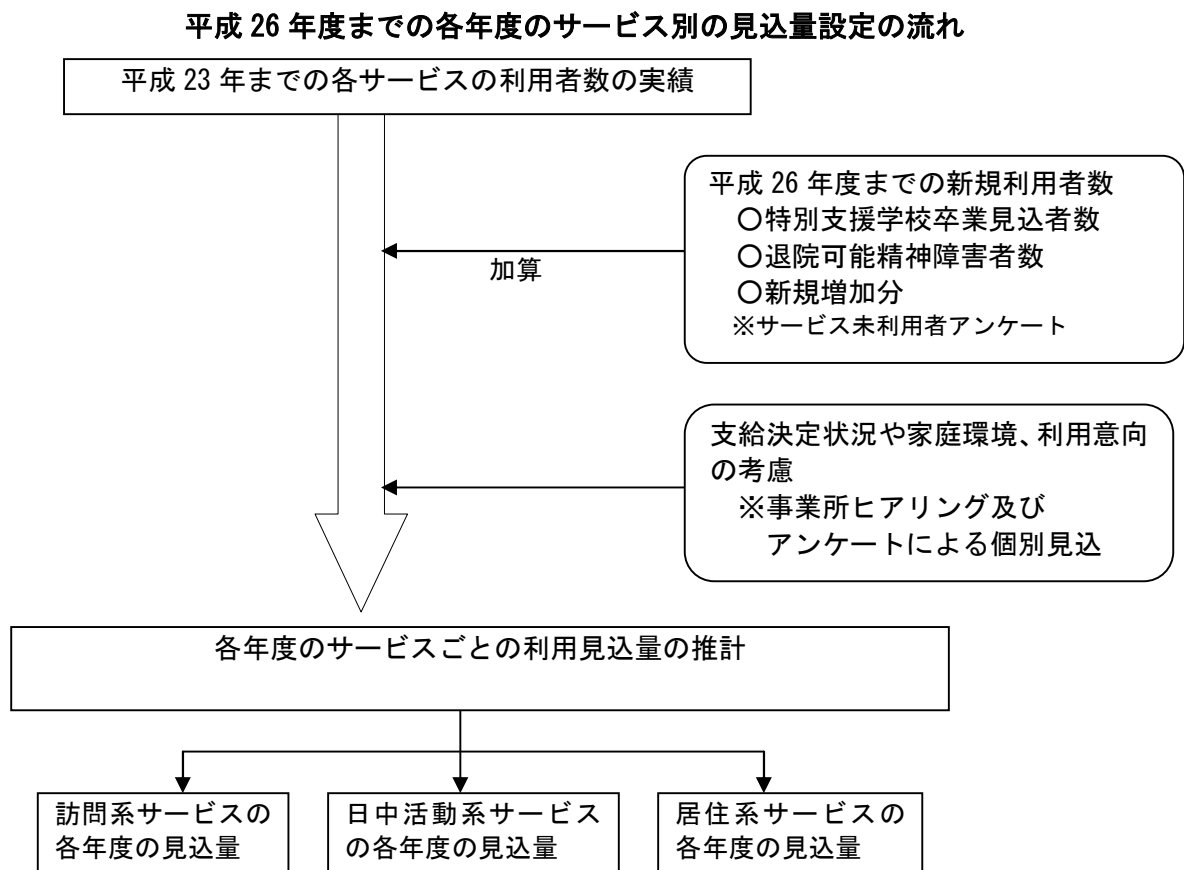
【参考：平成18年度以降、一般就労した人の状況】

- ①就労者の障害種別：身体障害1人(30歳代)、知的障害2人(共に20歳代)、精神障害2人(共に40歳代)
- ②就労前施設：フレンドリー(H19就労)、ワークセンター太陽(H19就労)、香南くろしお園(H20就労)、ゆうハート安芸(H20就労)、風車の丘あけぼの(H23就労)
- ③就労先の業種：菊水(酒造会社ラベル貼り)、赤岡青果市場(仕分け作業)、ユニクロ(衣料販売店品だし、商品管理)、マルナカ安芸店(清掃)、洋寿荘(清掃)、海辺の果樹園(清掃)

2. 第3期における各サービスの見込量

(1) 見込量設定の考え方

第3期における各サービスの見込量について、既にサービスを利用されている方については、個人ごとの平成23年度までのサービス実績量を元に、事業所ヒアリング等で得たサービス変更の可能性を予測し、また、新規利用者については今までの新規利用者の利用状況を元に予測し、合算したうえで各サービスの対象人数と見込量を推計しました。



(2) 福祉サービス等の体系



(3) 訪問系サービス

1) 訪問系サービスの種類とその内容

訪問系サービスには、以下のサービスがあり、その利用対象は次のとおり定められています。

①居宅介護（ホームヘルプ）

身体介助：居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

家事援助：居宅において、調理、洗濯及び掃除等の家事を行います。

通院等介助：病院、官公庁等への付き添い介助を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする方が対象となります。居宅で入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的にを行います。

③行動援護

自己判断能力が制限されている方が対象となります。行動するときを生じる危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。

④重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い方が対象となります。居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的にを行います。

⑤同行援護

重度の視覚障害などにより、外出時、移動が困難な方にヘルパーが同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護、その他外出する際の必要な援助を行います。（平成23年10月から制度開始し、地域生活支援事業の移動支援事業の対象者から一部移行しました）

2) 訪問系サービスの数値目標

現在利用されている方については、居宅介護、重度訪問介護、地域生活支援事業の移動支援事業の実績を個々に算出したうえで、居宅介護事業所などにヒアリングを実施し、その中で、今後3年間における本人の身体・精神状況や家庭環境の変化の想定等を聞き取りしたうえで個々に見込量を算出しました。

また、新規利用者（未利用者、特別支援学校卒業生、退院可能精神障害者、施設退所者等）については、現行の平均量を踏まえ見込みました。

【サービス確保のための方策】

- i 今後需要が見込まれるため、障害のある人の利用ニーズを把握し、適切なサービスを利用できるよう努めるとともに、サービス提供事業所へ、医療的ケアや同行援護などができる専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけていきます。
- ii 全体のサービス量における重度訪問介護の利用時間の割合が高く、その利用時間の変動が全体量の変動につながっていることから、利用者の状況把握をしたうえで、提供不足が見込まれる場合には、近隣市町村を含め事業所の確保、人材の養成を働きかけていきます。

【計画期間中に取り組むこと】

- i 現在の支給決定の方法は、本人がどういったことに困っているのかを本人状況及び家族状況から必要量を算出し決定しているが、個々によって様々なケースがあるため、支給決定基準の作成及びその適応事例を基準化に取り組めます。

訪問系サービスの各年度の実績及び見込量（月当たり）

訪問系サービス		第2期・実績(下部の※は第2期計画見込)			第3期・見込		
		21年度	22年度	23年度見込	24年度	25年度	26年度
利用者数	人	34	36	34	39	41	44
	うち重度訪問	1	1	1	1	1	1
	うち同行援護	—	—	1	5	5	5
サービス量	時間	1,096	1,218	994	1,568	1,576	1,603
	うち重度訪問	579	615	376	800	800	800
	うち同行援護	—	—	10	50	58	60
※利用者数	人	49	44	49	H23実績は4-11月平均		
※サービス量	時間	807	865	926			

👉 入退院や季節的変動もあるが、全的に増加傾向(重度障害のある人の身体介護、知的及び精神障害のある人の家事援助)の希望が、新規者を含め高まっている

👉 家族等支援者の関わり方が、個々の家庭で違っており、その差が支給決定量に影響するケースもある

【参考：訪問系サービスの状況】

- ☆利用事業所：ふれあいの里、ヘルパーステーションかがみ、ヘルパーステーションはまゆう、ニチイケアセンター南国、すてっぷ、ゆずりは、おせっかい
- 重度訪問介護事業所：ふれあいの里、おせっかい、富士屋ヘルパーステーションベターライフ、富士屋ベターライフ香北
- 同行援護事業所：ふれあいの里、香美市社協、西田順天堂

(4) 日中活動系サービス

1) 日中活動系サービスの種類とその内容

日中活動系サービスには、以下のサービスがあります。

第2期計画までであった児童デイサービスは、平成24年度から児童福祉法における「障害児通所支援」になりましたが、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等、障害のあるこどもに対するニーズが高まっていることから、本計画の第7章に記載することにしました。

①生活介護

常に介護を必要とする方（通所者は障害程度区分3以上〈50歳以上は区分2以上〉、入所者は障害程度区分4以上〈50歳以上は区分3以上〉）が対象となります。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供します。平成24年度から新規入所希望者についてはケアマネジメント手続きを経たうえで障害程度区分1以上の方も対象となります。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

③就労移行支援

一般企業等への就労を希望する方が対象となります。定められた期間(2年間)就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

④就労継続支援（A型・B型）

一般企業等への就労が困難な方が対象となります。働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

⑤短期入所（ショートステイ）

介護者が病気の場合等の理由により、短期間、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

⑥療養介護

医療と常に介護を必要とする方が対象となります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活のお世話をします。

⑦障害児通所支援（旧・児童デイサービスの内容を含む）

平成24年度から、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援のサービス体系に変わり、主に日中または放課後に通所し、発達支援活動を行います。 ※第7章に掲載

2) 日中活動系サービスの数値目標

現在利用されているサービスの実績を個々に算出したうえで、事業所ヒアリング等を実施し、その中で、今後3年間における本人の意思、身体・精神状況や家庭環境の変化の想定等を聞き取りしたうえで個々に見込量を算出しました。

また、新規利用者（未利用者、特別支援学校卒業生、退院可能精神障害者、施設退所者等）については、近年の新規利用者の支給決定量等を踏まえ見込みました。

① 生活介護

【サービス確保のための方策】

- i 通所系サービスにおける生活介護事業を行っている事業所が少なく、活動内容も限定されているため、ニーズに応じたサービス内容の提供を働きかけていきます。

【計画期間中に取り組むこと】

- i 事業所のサービス内容や提供体制を把握したうえで、事業所へ入浴支援などニーズの高いサービス内容の提供を働きかけていきます。

生活介護の各年度の実績及び見込量（月当たり）

生活介護		第2期・実績(下部の※は第2期計画見込)			第3期・見込		
		21年度	22年度	23年度見込	24年度	25年度	26年度
利用者数	人	9	18	29	74	77	85
サービス量	人日	136	271	513	1,531	1,561	1,667
※利用者数	人	10	34	73	H23実績は4-11月平均		
※サービス量	人日	147	622	1,394			

- 👉 施設入所している方の中でも軽作業などできる方もいるため、当該施設における生活介護主体のサービス提供でなく、就労系サービスの併用提供も必要だと感じる
- 👉 事業所内での入浴支援や送迎へのニーズが高いが、施設の設備や提供体制により実施できていない状況がある
- 👉 授産施設からの移回事業所が多いこともあり、直接的な介護よりも生産活動を主とする事業所が増えている

【参考：生活介護の状況】

☆利用事業所：いきいき、香南くろしお園、すすめ共同作業所、すすめ通所センター、
パワーズ山田
※その他、施設入所支援事業所に併設

② 自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練は、施設入所の日中系サービスとして高知ハビリテーリングセンターでの利用がありますが、退所予定であり、それ以後の見込みはありません。

また、生活訓練は、市内でフレンドリーでサービス提供されていましたが、移行前が授産施設であったことから利用者としては通所しているにもかかわらず賃金があまりもらえないという声もあがっておりサービス廃止を検討中で、廃止後は施設側での訓練支援を任意で行う予定です。

市外の事業所では、平成24年4月から障害者支援施設白ゆりが実施予定で、特別支援学校卒業生の利用が見込まれています。

【サービス確保のための方策】

- i 利用者が少ないと事業所の存続に影響があるため、日常生活における基本的動作、生活習慣の指導、集団生活への適応訓練などを受けた方が望ましい方にはサービス利用を提案していきます。

【計画期間中に取り組むこと】

- i 管内の就労系事業所においても、生活への適応訓練の必要性は認識しており、協議会等を通じ合同研修会などに取り組みます。

自立訓練の各年度の実績及び見込量（月当たり）

① 自立訓練 （機能訓練）		第2期・実績（下部の※は第2期計画見込）			第3期・見込		
		21年度	22年度	23年度見込	24年度	25年度	26年度
利用者数	人	0	1	2	1	0	0
サービス量	人日	0	19	34	22	0	0
※利用者数	人	0	0	0	H23実績は4-11月平均		
※サービス量	人日	0	0	0			

② 自立訓練 (生活訓練)		第2期・実績(下部の※は第2期計画見込)			第3期・見込		
		21年度	22年度	23年度見込	24年度	25年度	26年度
利用者数	人	1	2	2	1	1	0
サービス量	人日	20	39	38	23	23	0
※利用者数	人	0	0	1	H23実績は4-11月平均		
※サービス量	人日	0	0	22			

- 👉 事業所の定員数やサービス内容だけにとらわれず、本人や家族の意志が尊重されるよう留意する必要がある
- 👉 現在、事業所もなく利用したいと強く思う希望者も少ないが、ひきこもりや特別支援学校卒業生など訓練が必要、利用が望ましいというケースもあるため、その支援策が必要である
- 👉 サービス提供における職員配置の困難性、就労支援サービスと比較した場合の工賃格差などから、単体の事業所では定員を確保しづらく事業所開設は難しい現状があるが、事業所間の連携により合同で訓練等の研修会を行うなどの取り組みをする必要がある

③ 就労移行支援

就労移行支援は、旧法授産施設を中心に事業所開設の検討がなされていますが、実習先の確保等課題も多く、現在市内に開設されている「風車の丘あけぼの」を中心に利用されると見込んでいます。またその利用者も現在のところは少ないですが、就労継続支援サービス事業所などで2～3年かけてステップアップできる方も増えてくると見込んでいます。

【サービス確保のための方策】

- i 障害のある人の企業などへの就労機会の拡大のため、ハローワーク（公共職業安定所）や障害者就業・生活支援センターとの連携を強化して、企業などに対し雇用に対する理解と協力の啓発を図るとともに、障害のある人への雇用に関する情報の提供に努めます。

【計画期間中に取り組むこと】

- i 協議会の就労支援部会を中心に、サービス利用者に働くイメージを認識してもらえるよう実際に障害のある人を雇用している企業見学ツアーを行います。
- ii 企業開拓のため、企業への訪問等を行い、協力依頼などの説明をするなどの取り組みを検討します。

就労移行支援の各年度の実績及び見込量（月当たり）

就労移行支援	第2期・実績(下部の※は第2期計画見込)			第3期・見込		
	21年度	22年度	23年度見込	24年度	25年度	26年度
利用者数	人	1	2	4	4	5
サービス量	人日	9	33	74	84	106
※利用者数	人	1	2	10	H23実績は4-11月平均	
※サービス量	人日	22	44	220		

- 👉 事業所の定員数やサービス内容だけにとらわれず、本人や家族の意志が尊重されるよう留意する必要がある
- 👉 事業所は、個別に実習先を確保しておくことが必要であり、新規開設事業所はハローワーク等との連携のほか、その受け入れ先との十分な調整が必要
- 👉 就労継続支援サービス事業所等において作業能力の高い方を確保する懸念もあるため、協議会の就労支援部会での就労能力に応じたステップアップの見極めが重要

【参考：就労移行支援の状況】

☆利用事業所：風車の丘あけぼの、高知ハビリテーリングセンター
今後の想定：安芸市ワークセンター、ワークセンター白ゆり 等

☆その他特記事項

- ・就労継続支援及び自立訓練から就労できる状況に達した方、現在失業中の障害のある人、特別支援学校卒業生などの利用が見込まれるが、作業能力だけでなく、身だしなみや時間管理など一般的な生活習慣の習得が重要である。

④ 就労継続支援（A型、B型）

【サービス確保のための方策】

- i 障害のある人の企業などへの就労機会の拡大のため、ハローワーク（公共職業安定所）や障害者就業・生活支援センターとの連携を強化して、企業などに対し雇用に対する理解と協力の啓発を図るとともに、障害のある人への雇用に関する情報の提供に努めます。

【計画期間中に取り組むこと】

- i 協議会の就労支援部会を中心に、サービス利用者に働くイメージを認識してもらえよう実際に障害のある人を雇用している企業見学ツアーを行います。
- ii 企業開拓のため、企業への訪問等を行い、協力依頼などの説明をするなどの取り組みを検討します。

就労継続支援の各年度の実績及び見込量（月当たり）

① 就労継続 支援（A型）	第2期・実績（下部の※は第2期計画見込）			第3期・見込		
	21年度	22年度	23年度見込	24年度	25年度	26年度
利用者数	人	2	3	6	6	11
サービス量	人日	48	61	114	132	242
※利用者数	人	2	3	4	H23実績は4-11月平均	
※サービス量	人日	44	66	88		

② 就労継続 支援（B型）	第2期・実績（下部の※は第2期計画見込）			第3期・見込		
	21年度	22年度	23年度見込	24年度	25年度	26年度
利用者数	人	14	23	29	71	79
サービス量	人日	229	384	498	1,485	1,667
※利用者数	人	21	34	66	H23実績は4-11月平均	
※サービス量	人日	416	673	1,307		

👉 事業所の企業的な経営手法を導入するとともに収益性の高い作業への転換が求められている

👉 工賃アップへの実効性が求められており、市としても市役所内での生産物の販売や斡旋に協力はしているものの、アウトソーシングの観点からは委託できる業務内容に限られ、また民間業者と費用面で競争を強いられている場合もある

【参考：就労継続支援の状況】

- ☆利用事業所：A型：維新工房きらり、福祉工場かがみの、
今後の想定：風車の丘あけぼの、安芸市ワークセンター
- B型：香南くろしお園、フレンドリー、風車の丘あけぼの、第2香南くろしお園、安芸市ワークセンター、ゆうハート安芸、ワークセンター第2しらゆり、ウィール社、コーケン、オーシャンクラブ、もやハウス、めざめ、みどり作業所、ワークスみらい、高知ハビリテーリングセンター、ごり工房

☆その他特記事項

- ・A型は、雇用契約等があり、高収益業務をかかえる事業所でないと運営が厳しく、対象者についてもその能力が求められる
- ・B型は、雇用契約は必要なく、旧体系の通所授産施設や精神の作業所及び法定外施設からの移行割合が高い

⑤ 短期入所（ショートステイ）

短期入所については、定期的、継続的に利用されている方のほか、施設入所の待機待ちや緊急時対応で利用される状況もあります。

しかし、利用は施設の空き状況に左右され、障害のある子どもの場合、長期休暇時のニーズが高く、利用者が集中し日程調整に時間を要することも多く、既存施設の定員増加やどの障害種別でも対応できるよう要請していく必要があります。

【サービス確保のための方策】

- i 時期によっては利用者が集中し、日程調整に時間を要したり、受け入れ困難な場合もあるため、緊急時対応としてのベッド確保や障害種別を問わず対応できる体制づくりを事業所へ働きかけます。

【計画期間中に取り組むこと】

- i 保護者のレスパイト（介護の休息）としての利用ができることなど、利用の仕方の周知に取り組めます。

短期入所（ショートステイ）の各年度の実績及び見込量（月当たり）

短期入所		第2期・実績(下部の※は第2期計画見込)			第3期・見込		
		21年度	22年度	23年度見込	24年度	25年度	26年度
利用者数	人	6	8	6	20	19	19
サービス量	人日	35	56	43	71	78	80
※利用者数	人	6	7	7	H23実績は4-11月平均		
※サービス量	人日	37	41	44			

👉 児童の場合は夏休みなど長期休み等の時期に利用が集中しやすく、月によって利用日数に大幅な変動がある

👉 施設入所の待機待ちの利用のほか、将来または緊急時の利用準備のため、在宅（保護者）と離れた環境に慣らすために利用するケースもある

⑥ 療養介護

療養介護については、進行性筋ジストロフィー患者及び重症心身障害児(者)など、医療機関で医療と常時介護を必要とする方が利用対象で、平成23年度までは徳島病院利用の2名だけでしたが、平成24年度から児童福祉法の改正に伴う障害児施設等の体系再編で、18歳以上の方について重症心身障害児施設が療養介護事業所に移行され、土佐希望の家8名、高知病院5名の増加を見込んでいます。

【サービス確保のための方策】

i 既述の施設しかなく、継続提供に努めます。


【計画期間中に取り組むこと】

i 重症心身障害児施設の入所者とは、移行するまで関わる事がなかったため、土佐希望の家、高知病院との連携に取り組みます。

療養介護の各年度の実績及び見込量（月当たり）

療養介護		第2期・実績(下部の※は第2期計画見込)			第3期・見込		
		21年度	22年度	23年度見込	24年度	25年度	26年度
利用者数	人	1	1	2	15	15	15
※利用者数	人	1	1	1	H23実績は4-11月平均		

 利用施設が限定されており、新規利用希望者の増加に対応できない懸念がある

 療養介護施設に移行されることで、利用に際しての手続き等が県から市町村に移るため、保護者への制度理解、手続き等の周知が必要

(5) 居住系サービス

1) 居住系サービスの種類とその内容

①共同生活援助（グループホーム：GH）

夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行います。

②共同生活介護（ケアホーム：CH）

夜間や休日に共同生活を営む住居で、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

③施設入所支援

施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

2) 居住系サービスの数値目標

① 共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム）

共同生活援助（グループホーム：以下GH）、共同生活介護（ケアホーム：以下CH）については、第2期計画で新規開設を見込み大幅な増加を想定していましたが、開設の遅れや人員調整などで大幅な伸びはありませんでした。

しかし、平成24年3月以降に管内の社会福祉法人等において新規開設が見込まれるうえ、入所施設が定員に達していること、退院可能精神障害者の地域移行の推進などから増加を見込んでいます。

【サービス確保のための方策】

- i GH、CHの供給不足が認められる場合には、平成23年度に行ったように、整備について社会福祉法人や事業所への働きかけを行うとともに、市営住宅の空き部屋を活用するなど、市としても利用者の利便性や個人負担額の軽減に寄与できる方策を行います。
- ii 退院、退所促進のために、利用体験ができる居室の確保を事業所に働きかけます。

【計画期間中に取り組むこと】

- i GH、CHの体験ができるよう事業所に対し積極的な働きかけをします。

グループホーム及びケアホームの各年度の実績及び見込量（月当たり）

グループホーム ケアホーム	第2期・実績(下部の※は第2期計画見込)			第3期・見込		
	21年度	22年度	23年度見込	24年度	25年度	26年度
利用者計 人	14	17	17	26	31	36
うち グループホーム	5	6	7	9	10	11
うち ケアホーム	9	11	10	17	21	25
※利用者計 人	18	23	30	H23実績は4-11月平均		
うちGH	7	7	9			
うちCH	11	16	21			

- 👉 利用開始時期、定員との兼ね合い等あり、利用したくてもすぐに利用できない状況で、特に系列事業所によるGH、CH開設では空き定員を作らないように運営しているため、必要なときに空きがない状態である
- 👉 福祉施設や病院の運営が多く、GH、CHの利用者もその施設等からの退所者が利用している状況で、安心感はあるものの当事者の希望に合わせた立地や費用について選択（比較）する余地があまりない
- 👉 GH、CHについて、利用してみたい思いを持つ障害のある人及び保護者は多いが、現実には費用面、安心面、立地面、日中活動などの面で利用に躊躇する方も多い
- 👉 親の死後に不安を持っている方が多いので、家族と同居している方でも経験をするためにGH等の一室を希望者に短期で利用する方法を検討する必要がある
- 👉 何十年も施設・病院等で生活してきた方に生活訓練の場を提供し、実際地域で生活できるのか見極めるために地域移行型CHの整備がより必要。あわせて、2年間の移行期間できちんと地域に帰れるような訓練内容ができていないか検証が必要

【参考：GH、CHの状況】

☆その他特記事項

- 住まいとしてはGH、CHが受け皿となるが、日中活動の場（生活訓練、生活介護、就労継続支援等のほか、地域活動支援センターの日中活動及び憩いの場）の充実・確保に対する取組みが必要
- 施設や病院による地域生活に必要な生活訓練等の強化が不可欠
- 地域移行した際の、本人や家族の不安を取り除くため、地域生活を支える相談支援体制の充実が必要

② 施設入所支援

【サービス確保のための方策】


- i 現行施設での継続利用を基本としますが、重度障害のある方の入所待ちを軽減するため、現在入所している方で地域移行の可能性のある方への積極的な支援に努めます。


【計画期間中に取り組むこと】

- i サービス等利用計画により、利用者及び家族のニーズや状況等を把握し、適切なサービス利用となっているか把握していきます。

施設入所支援の各年度の実績及び見込量（月当たり）

施設入所支援	第2期・実績(下部の※は第2期計画見込)			第3期・見込		
	21年度	22年度	23年度見込	24年度	25年度	26年度
利用者数 人	2	6	16	50	49	49
※利用者数 人	0	15	43	H23実績は4-11月平均		

 現在、施設利用されている方の中で地域移行できると思われる方もいるが、住み慣れた施設環境からの変化に戸惑う利用者や保護者も多く十分な説明と理解を求めることが重要である

 障害区分認定に関し、「低い区分では施設経営に影響がある」、「低い区分ではサービスを提供できない」といった理由での区分変更申請がある

(6) 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

平成23年度までは、居宅介護サービス利用者を中心にサービス等利用計画の作成を行ってきましたが、障害者自立支援法の一部改正により平成24年4月から、相談支援体系が以下のように変わります。

①計画相談支援・障害児相談支援

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害のある人に対して、本人に必要なサービス内容やサービス量を考慮し、サービス等利用計画案を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。

②地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

・地域移行支援

障害者支援施設等に入所している方や精神病院等に長期入院している方に、住居の確保など地域生活に移行するための活動に関する相談やサービス提供事業所への同行支援等を行います。

・地域定着支援

施設や病院から地域生活に移行した方や新たに一人暮らしに移行した障害のある人などに対し、障害の特性に起因して生じる緊急の事態等に常時、相談や対応を行います。

計画相談支援においては、平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度までにすべての対象者について実施する必要があるため、計画的に見込む必要があります。

平成24年4月からは、新規サービス利用者及び現在サービス等利用計画を作成している方を優先し、順次、訪問系、日中活動系、居住系サービス利用者においても計画作成を行っていきます。また、4月以降新たに計画相談支援の指定を受ける事業所が増え、香南市外の相談支援事業所との契約者も出てくることから考えられるため、動向を見ながら進めていく必要があります。

地域移行支援は、福祉施設入所者及び退院可能精神障害者の人数や地域生活への移行者数等を勘案して見込んでいます。

地域定着支援は地域における単身の障害者や家庭の状況等により同居している家族の支援を受けられない障害者の人数、地域生活への移行者数等を考慮して見込んでいます。

なお、計画作成のスケジュールや市で保有する対象者に係る情報、作成された計画の検証については、援協議会の相談支援部会等でも共有していく予定です。

【サービス確保のための方策】

- i 自立した生活を支え、障害のある人が抱える課題の解決や適切なサービス利用につながっているかなど、サービスの妥当性を客観的に精査する仕組みづくりを検討します。
- ii 計画作成やモニタリング等の対象件数に関し、相談支援事業所等と連携を密にし、進行管理を行います。
- iii マネジメント研修等に取り組み、支援者の資質向上に努めます。

【計画期間中に取り組むこと】

- i 相談支援事業所やサービス提供事業所と連携し、平成 26 年度中に利用者全員のサービス利用計画を作成します。

相談支援の各年度の実績及び見込量（月当たり）

相談支援等	第 2 期・実績(下部の※は第2期計画見込)			第 3 期・見込		
	21年度	22年度	23年度見込	24年度	25年度	26年度
利用者計 人	14	17	13	37	52	58
うち 計画相談支援	—	—	—	33	46	53
うち 地域移行支援	—	—	—	4	5	4
うち 地域定着支援	—	—	—	0	1	1
※計画作成 利用者 人	13	14	15	H23実績は4-11月平均		

👉 障害福祉サービスの利用が必要と認められる場合でも、本人や家族の拒否によりサービス利用に結びついていないケースもあり、そういった困難事例には関係する機関と連携し積極的に関与していく必要がある

👉 知的及び精神障害のある人はサービスを確保しても、本人の意欲を保つことが難しく、常に関わる支援者(協力者)の重要性が高まっており、支援者の経験、力量、時間的余裕が望まれる

【参考：事業所の状況】

☆利用事業所：相談支援事業所あけぼの、きぼう

※白ゆりほかの事業所も検討中

(7) 障害者自立支援法によるその他サービス

① 補装具費の支給

身体障害のある人の職業その他の日常生活の向上を図るとともに、身体障害のある子どもについては、将来社会人として自活するための素地を育成又は助長するため、身体障害者手帳の交付を受けている方を対象に、義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、座位保持いす、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置を支給しています。

身体障害のある人の機能により、その品目は様々ですが、装具や車いすといった品目の交付が多い状況で、今後も増加していく傾向にあります。

課題として、身体障害のある子どもに関しては、指定医師の補装具費支給意見書をもとに市町村で支給決定していますが、生活環境は調査にて把握できても、補装具の具体的製品の選定については、理学療法士等医療関係者による評価票に頼るところが大きく、「真に必要なもの」を適切に決定できているか不安があります。

特に子どもは教育的理由や成長に伴い複数の補装具が支給されやすいという背景があり、支給しても未使用であったり、給付決定直後同種の補装具の給付を希望するケースもあるなど、製品技術が向上し多様化する補装具製品の中で、「真に必要なもの」の決定に関し、県など技術的専門知識のある機関での判定が求められています。

補装具費の支給の各年度の実績及び見込

補装具		第2期・実績(下部の※は第2期計画見込)			第3期・見込		
		21年度	22年度	23年度見込	24年度	25年度	26年度
件数	件	70	63	85	85	85	85
費用	円	7,432,105	6,335,702	12,000,000	12,000,000	10,000,000	10,000,000
※件数	件	85	85	85			
※費用	円	8,500,000	8,500,000	8,500,000			

② 自立支援医療（更生医療）

自立支援医療（更生医療）は、日常生活や社会生活を容易にするため、障害を軽減したり、機能回復をするために必要な医療費に対する助成をします。心臓機能の内科治療を除いた手術、人工透析療法等が本制度の大半を占めています。

対象者は、身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の身体障害のある人です。自己負担額は、原則として1割負担となりますが、世帯の所得水準に応じて1ヶ月あたりの自己負担上限額が設けられています（食事療養費は原則、自己負担）。

また、不況等により増加している生活保護者に関しては、自立支援医療費とこれに係わる食事療養費等が全額自立支援医療優先となっているため、該当者がいれば高額な医療費支給となるため、今後更に医療費が大幅に増加していくことも考えられます。

自立支援医療（更生医療）の各年度の実績及び見込量

更生医療		第2期・実績(下部の※は第2期計画見込)			第3期・見込		
		21年度	22年度	23年度見込	24年度	25年度	26年度
件数	件	1,201	1,383	1,800	2,000	2,100	2,200
費用	円	56,370,453	60,890,431	77,000,000	85,000,000	90,000,000	95,000,000
※件数	件	1,280	1,560	1,900			
※費用	円	62,400,000	76,128,000	92,876,000			

3. 第3期における地域生活支援事業の見込量

(1) 相談支援事業

相談支援事業では、障害のある人が自立した日常生活、または社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、障害のある人からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行っており、市では地域活動支援センターあけぼの（夜須福祉センター）に委託しています。


なお、本事業に含まれる住宅入居等支援について、本格的な取り組みは行っていませんが、本計画期間中に取り組んでいく予定です。


【サービス確保のための方策】


- i 障害のある人や家族などからの相談に応じて、必要な情報や助言を提供するため、協議会の相談支援部会等を通じ、地域の関係機関との連携強化に努め、情報の共有化に努めます。
- ii 障害のある人に対する虐待や差別の防止に向けて、サービス提供事業所など関係機関と連携を図るとともに、成年後見制度の活用を含め、人権擁護に努めます。

相談支援事業の各年度の実績及び見込量

相談支援		第2期・実績			第3期・見込		
		21年度	22年度	23年度見込	24年度	25年度	26年度
相談者	人	—	—	—			
相談件数	件	2,969	3,548	3,059	2,000	2,000	2,000

 相談の入り口である相談支援事業所の周知が重要であり、広報等で継続して紹介することが必要

 地域に埋もれている障害のある人に一番最初に関わる役割もあり、信頼関係の構築が重要

 障害によっては定期的に不安定な周期を迎える方もおり、その状況を早期に把握すべく定期的な関わりを保つことが重要

(2) コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業では、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人への支援策として、「手話通訳者派遣」については、社団法人高知県聴覚障害者協会へ、「要約筆記者派遣」については特定非営利活動法人高知県難聴者・中途失聴者協会へ委託し、障害のある方の意思を他の方へ伝達しています。

【サービス確保のための方策】

- i 地域における手話通訳者や要約筆記者の養成に努め、サービスの提供体制を整えます。
- ii 障害のある人に対し、事業の周知を図り、サービスの利用を促進します。

コミュニケーション支援事業の各年度の実績及び見込量

コミュニケーション支援		第2期・実績(下部の※は第2期計画見込)			第3期・見込		
		21年度	22年度	23年度見込	24年度	25年度	26年度
①手話通訳者派遣事業	人	1	1	1	1	1	1
②要約筆記者派遣事業	人	0	0	0	1	1	1
※手話通訳	人	1	2	2			
※要約筆記	人	1	2	2			

(3) 日常生活用具給付等事業

重度障害のある人に対し、日常生活の便宜を図るため、介護・訓練支援用具等の日常生活用具の給付を行っていますが、最近では地域生活への移行に伴い、手すりやスロープ、入浴補助用具等の自立支援生活用具や、たん吸引器や吸入器等の在宅療養等支援用具の給付が増加傾向にあります。

【サービス確保のための方策】

- i 障害のある人が安定した日常生活を送るため、事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

日常生活用具給付等事業の各年度の実績及び見込量

		第2期・実績(下部の※は第2期計画見込)			第3期・見込		
		21年度	22年度	23年度見込	24年度	25年度	26年度
①介護・訓練支援用具	件	5	2	2	2	2	2
②自立生活支援用具	件	6	13	15	16	17	18
③在宅療養等支援用具	件	5	9	10	11	12	13
④情報・意思疎通支援用具	件	4	6	5	10	10	10
⑤排せつ管理支援用具(ストマ含む)	月分	466	534	535	540	550	560
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修含む)	件	0	1	1	2	2	2
※①介護・訓練	件	1	1	1			
※②自立生活	件	12	12	12			
※③在宅療養等	件	5	5	5			
※④情報・意思疎通	件	3	3	3			
※⑤排せつ管理	月分	480	490	500			
※⑥居宅生活動作補助	件	4	4	4			

(4) 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障害のある人について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促している事業で、個人に対しての個別支援と複数で同一移動を行うグループ支援を行っています。

事業所は、ホームヘルプサービスを提供している障害者福祉サービス事業所ふれあいの里、ヘルパーステーションかがみ、香美市社協ヘルパーステーション八王子、ヘルパーステーションゆずりはを指定しています。

なお、重度視覚障害のある人の利用については、平成23年10月から訪問系サービスの同行援護（前述）に位置付けられました。

【サービス確保のための方策】

- i 障害のある人の利用ニーズを把握し、適切なサービスを利用できるよう努めるとともに、事業者での専門的人材の確保や質的向上を働きかけていきます。
- ii 障害のある人の社会参加を促すため、障害のある人の外出を支えるボランティアの育成支援に努めます。

移動支援事業の各年度の実績及び見込

		第2期・実績(下部の※は第2期計画見込)			第3期・見込		
		21年度	22年度	23年度見込	24年度	25年度	26年度
利用者数	人	11	9	12	15	17	20
サービス量	時間	288	417	550	650	770	850
※利用者数	人	13	15	15			
※サービス量	時間	600	700	700			

(5) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターあけぼので、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の機会創設等、障害のある人の地域生活支援を促進します。

近年は広報紙などのPRにより利用者も増加し、利用者による集まりとして、「なでしこ会」、「ダンディ会」を発足し、利用者自ら活動の企画をしています。

【サービス確保のための方策】

- i 障害の特性に合わせた活動の場の拡大・充実及び活動内容の周知を行います。
- ii 近隣の障害福祉施設などと相互に活動参加がしあえるよう、他機関との連携強化を図ります。

地域活動支援センター事業の各年度の実績及び見込量

	第2期・実績(下部の※は第2期計画見込)			第3期・見込		
	21年度	22年度	23年度見込	24年度	25年度	26年度
利用者数 人/日	15.7	16.5	16	18	20	22
登録者数 人	100	84	100	110	120	130
※利用者数 人/日	20	23	25			
※登録者数 人	70	80	90			

(6) その他の任意事業

地域生活支援事業の任意事業では、地域の実情を考慮し市の裁量で実施する事業として、「訪問入浴サービス事業」、「日中一時支援事業」、「自動車運転免許取得・改造助成事業」、「福祉ホーム事業」、「在宅生活支援事業」、「手話奉仕員養成研修事業」などを実施しています。

なお、「更生訓練費給付事業」は日中活動系サービス事業所が訓練的要素を含んでサービス提供していることから廃止しました。

【サービス確保のための方策】

- i 各種助成制度の周知に努め、事業の利用促進を図り、障害のある人やその家族の支援に努めます。
- ii 日中一時支援事業については、必要なサービス量をサービス提供事業所と連携し確保に努めます。
- iii 福祉ホーム事業については、福祉ホームと連携を取り、空き状況や利用者の状況を把握しつつ、新たな利用希望者に関して、その情報提供等を円滑に行います。
- iv 手話奉仕員養成研修事業については、県で実施する手話通訳者養成講座が隔年開催のため、市で行う手話奉仕員養成研修の終了者がスムーズにステップアップできるように、開催時期の調整や開催日の設定を行い、より多くの方の参加を促します。

その他の任意事業の各年度の実績及び見込量

		第2期・実績(下部の※は第2期計画見込)			第3期・見込		
		21年度	22年度	23年度見込	24年度	25年度	26年度
①訪問入浴サービス事業	人	3	3	2	2	2	2
	回	138	212	110	110	110	110
②更生訓練費給付事業	人	4	—	—	—	—	—
③日中一時支援事業	人	5	6	2	1	1	1
	回	63	111	28	23	23	23
④運転免許取得	件	1	0	3	2	3	4
⑤自動車改造	件	2	1	3	3	3	4
⑥福祉ホーム事業	人	2	2	2	2	2	2
⑦在宅生活支援事業	人	1	0	0	1	1	1
⑧手話奉仕員養成研修事業	人	0	19	7	0	10	0
①訪問入浴サービス	人	2	2	3			
	回	130	130	150			
②更生訓練費給付	人	4	2	1			
③日中一時支援	人	6	7	7			
	回	80	90	100			
④運転免許取得	件	3	3	3			
⑤自動車改造	件	2	2	2			
⑥福祉ホーム	人	3	3	3			
⑦在宅生活支援	人	1	1	1			
⑧手話奉仕員養成	人	—	70	—			

① 訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービスは、重度身体障害のある人を対象に、（有）四国総合介護システムが提供しており、現状の利用者2名から増加は見込んでいません。

② 更生訓練費給付事業

更生訓練費給付事業は、身体障害者施設での更生訓練費用を助成し、本人負担の軽減を行う事業でしたが、新体系施設に移行した事業所は対象外となるため、平成22年度に廃止しました。

③ 日中一時支援事業

日中一時支援事業は、いきいき、かがみの育成園、土佐希望の家、南海学園、高知県療育福祉センターで、生活介護給付を受けられない障害のある人や短期入所サービスの支給決定を受けている方を対象に、日中、施設での介護などを行っています。

利用は主に障害のある子どもが中心ですが、平成24年度から放課後等デイサービスへ移行することから、利用者の減少が見込まれます。

なお、障害児長期休暇支援事業の取り組みにより、遠方の施設への保護者の送迎負担、夏休みなど休校時の利用集中による施設定員の超過を要因とする受け入れ不安などが解消されています。

身体障害のある子どもが利用できる施設は高知市若草町にある高知県療育福祉センターが主であり、身近に利用できる施設がないのが現状です。

④ 自動車運転免許取得・改造助成事業

自動車運転免許取得・改造助成事業は、主に自動車改造に関して数件あるかなの現状でしたが、最近は障害の種別にかかわらず就労や進学のために運転免許を取得する方や取得を希望する方が増加傾向にあります。

年度により利用者数の変動はありますが、障害のある人の社会参加や自立を促進するうえで重要度が高いため、今後も引き続き制度の周知に努めます。

⑤ 福祉ホーム事業

福祉ホーム事業は、すすめ三里ホーム（高知市）とコーポラスこくふ（南国市）を対象施設とし、施設管理費や指導員等の配置に要する経費について補助することで入居者の利用料の軽減を図る事業で、対象者はすすめ三里ホームの2人で安定すると見込んでいますが、今後、福祉ホームの空き状況によっては増加する可能性もあります。

⑥ 在宅生活支援事業

在宅生活支援事業は、平成20年度に新設した市独自事業で、長期入院・入所している重度障害のある人の退院・退所を促進するため、在宅復帰後利用が見込まれるサービスを外泊や外出時に自宅で受けられるように事業化したものです。

今までの実績は平成21年度の1件だけですが、今後、地域生活への移行促進等により、毎年度利用されると見込んでいます。

⑦ 手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修事業は、手話通訳士を目指す方はもちろん、サービス業などの接客において聴覚に障害を持つ人へ手話でご案内したり、手話でコミュニケーションを図るなどのステップアップを目指す方、ボランティア活動に活かしたい方のために、手話奉仕員養成講座を開催する事業です。

香南市では、平成20年度に初めて取り組み、2巡目として平成22年度に入門課程、平成23年度に基礎課程を社団法人高知県聴覚障害者協会に委託し、実施しました。

その基礎課程修了者は、県で実施している手話通訳者養成講座（基本課程、応用課程、実践課程）にステップアップできますが、隔年実施であるため、養成講座の開催時期については、県の基礎課程の日程・開催場所を踏まえ、相互利用の検討を含め参加しやすい日程を計画します。

4. その他香南市独自事業の見込量

(1) 医療機関送迎サービス事業

医療機関送迎サービス事業は、重度障害のある人や要介護高齢者(高齢者介護課が主管)を移送用車両等により居宅から市内外の医療機関への送迎を行うサービスです。

委託事業所は、対象者が香南市内の医療機関へ行く場合には香南市シルバー人材センター、市外の場合には市内のタクシー事業者を利用することになっていますが、ストレッチャーの利用が必要な方は、市内医療機関への送迎についても、介護タクシーを利用しています。

医療機関送迎サービス事業の各年度の実績及び見込量

		第2期・実績(下部の※は第2期計画見込)			第3期・見込		
		21年度	22年度	23年度見込	24年度	25年度	26年度
利用者数	人	20	21	21	25	30	35
サービス量	件	119	128	160	208	268	328
※利用者数	人	25	25	30			
※サービス量	件	180	180	200			

(2) 社会参加のための外出支援サービス事業

社会参加のための外出支援サービス事業は、重度障害のある人に対し、移送用車両(リフト付車両及びストレッチャー装着ワゴン車等)を使用し、社会参加のための外出支援を行うサービスです。

行き先は、買い物などのほか、美術展覧会など行楽も含めており、対象者の外出機会の向上を支援しています。

アンケート結果などからも外出機会の向上を望まれる方が多く、今後も対象者が増加していくと見込まれます。

社会参加のための外出支援サービス事業の各年度の実績及び見込量

		第2期・実績(下部の※は第2期計画見込)			第3期・見込		
		21年度	22年度	23年度見込	24年度	25年度	26年度
利用者数	人	6	7	4	6	7	8
サービス量	件	41	49	20	30	35	40
※利用者数	人	6	7	8			
※サービス量	件	30	35	40			

(3) 住宅改造支援事業

市内に住所を有し、住宅改造を必要とする身体障害のある人を対象にしています。(軽微な改修に関しては、日常生活用具給付事業の住宅改修で実施)

今後も、年間2件程度で推移するものと見込んでいます。

住宅改造支援事業の各年度の実績及び見込量

		第2期・実績(下部の※は第2期計画見込)			第3期・見込		
		21年度	22年度	23年度見込	24年度	25年度	26年度
利用者数	人	0	1	0	2	2	2
補助額	千円	0	83	0	1,332	1,332	1,332
※利用者数	人	2	2	2			
※補助額	千円	1,332	1,332	1,332			

(4) 障害児者地域支え合い支援事業

障害児者地域支え合い支援事業は、心身障害のある人が、家庭において一時的に介護を必要とする場合に、あらかじめ登録している介護者に介護委託することで、本人やその保護者の地域生活を支援する事業です。

障害のある子どもをもつ保護者の要望は高いものの登録介護者を確保しづらいため、最近利用減少しており、今後は現状で推移すると見込まれます。

障害児地域支え合い事業の各年度の実績及び見込量

		第2期・実績(下部の※は第2期計画見込)			第3期・見込		
		21年度	22年度	23年度見込	24年度	25年度	26年度
利用者数	人	5	3	3	3	3	3
サービス量	時間	94	48	30	30	30	30
※利用者数	人	3	3	3			
※サービス量	時間	50	50	50			

(5) 障害児長期休暇支援事業

障害児長期休暇支援事業は、特別支援学校等の長期休暇期間中に地域において障害のある子どもの援助を行うサービスで、地域活動支援センターあけぼのに委託し、支援員を配置し、日中活動の場を提供しています。

障害児長期休暇支援事業の各年度の実績及び見込量

		第2期・実績(下部の※は第2期計画見込)			第3期・見込		
		21年度	22年度	23年度見込	24年度	25年度	26年度
利用者数	人	18	17	15	17	17	17
利用延日数	日	38	45	44	45	45	45
事業経費	円	614,330	700,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
※利用者数	人	6	6	6			
※事業経費	円	600,000	600,000	600,000			

(6) 重度心身障害児・者医療費の助成

重度心身障害児・者の医療費について、以下の方を対象に助成しています。

近年、身体障害者手帳を取得される方が増加していますが、課税状況等により対象外となる方も多く、年度により多少の変動はありますが、対象者数は800人強、対象経費は1億円強で推移すると見込んでいます。

《県補助事業》

- 身体障害者手帳1・2級または療育手帳A1・A2
- 身体障害者手帳3・4級と療育手帳B1(1歳以上18歳未満)
 ※平成15年10月1日以降65歳以上で新たに上記の対象になった場合は住民税が非課税世帯の方のみ対象

《市単独事業》

- 身体障害者手帳3級または療育手帳B1・B2
 ※世帯の総所得額が200万円以下の方が対象
 (65歳以上の方は住民税非課税世帯の方のみ対象)

重度心身障害児・者医療費助成の各年度の実績及び見込量

			第2期・実績			第3期・見込		
			21年度	22年度	23年度見込	24年度	25年度	26年度
県事業	対象者数	人	700	699	691	700	700	700
	事業経費	千円	91,036	98,341	95,000	95,000	95,000	95,000
市事業	対象者数	人	97	104	121	130	130	130
	事業経費	千円	11,127	13,104	12,000	12,000	12,000	12,000

※対象者数：県事業は3月1日現在、市事業は7月1日現在

第7章 障害のある子どもへの支援策

1. 子どもへの障害福祉サービス

児童福祉法の改正により、平成24年度から障害児関連の福祉サービスが再編され、本計画に定める事項ではなくなりましたが、障害のある子どもに関するニーズの高まりや協議会のこども部会にも関係していることから掲載します。

法改正に伴う障害児関連の主な福祉サービスの新旧対照表

	これまでのサービス	24年4月からのサービス	利用対象年齢	備考
通所系	児童デイサービス(I型)	児童発達支援	未就学児	支給決定は市町村へ一元化
	障害児通園施設	児童発達支援	未就学児と学齢児	
	児童デイサービス(II型)	放課後等デイサービス	学齢児	小中高校生が対象(特例の場合は19歳まで利用可)
	重症心身障害児(者)通園事業	未就学…児童発達支援 学齢児…放課後等デイサービス (成人…生活介護など)		補助事業から法定事業へ転換
	日中一時支援	同左	年齢を問わない	一部は放課後等デイサービスへ移行
在宅系	居宅介護(ホームヘルプ)	同左	年齢を問わない	これらのサービスは子ども・成人が共通して利用するため、引き続き自立支援法へ位置付けられる
	行動援護	同左		
	移動支援(ガイドヘルプ)	同左		
その他	短期入所(ショートステイ)	同左		
	障害児入所施設	障害児入所支援(福祉型・医療型)	原則18歳まで(特例の場合は19歳まで利用可)	18歳以上の人は、原則として自立支援法のサービスで対応
		保育所等訪問支援	未就学児と一部の学齢児	学校や学童保育(放課後児童クラブ)への派遣も可能
障害児相談支援			原則18歳まで(特例の場合は19歳まで利用可)	18歳以上の人は、原則として自立支援法のサービスで対応

児童発達支援は、平成23年度までの児童デイサービス及び障害児通園施設における未就学の子どもが対象となることから、今回の計画でも見込量を算定しました。

放課後等デイサービスは、学齢児が対象となることと合わせ、事業所の体制等により利用の仕方が変わり得るため見込量は算定していませんが、それまでの重症心身障害児通園事業を利用している現状と変わらないものと見込んでいます。

保育所訪問支援、障害児相談支援は、新たなサービスとなりますが、これまでに実施してきた支援と内容的に似ているため、今後も協議会のこども部会と連動して、推進していきます。

なお、ホームヘルプ(居宅介護)、行動援護、ガイドヘルプ(移動支援)、ショートステイ(短期入所)、障害児支え合い事業、障害児長期休暇支援事業はこれまでと変わりなく、本計画(前述)で見込んでいます。

児童発達支援（平成23年度までは児童デイサービス）の各年度の実績及び見込量（月当たり）

児童発達支援 (児童デイサービス)		第2期・実績(下部の※は第2期計画見込)			第3期・見込		
		21年度	22年度	23年度見込	24年度	25年度	26年度
利用者数	人	5	12	15	20	20	20
サービス量	人日	10	21	43	60	60	60
※利用者数	人	2	2	2	H23実績は4-11月平均		
※サービス量	人日	5	6	6			

2. 子どもに係る課題の抽出（事業所ヒアリング及びアンケート）

香南市内の障害のある子どもの状況及び課題の把握方法として、香南市の障害のある子どもが利用する事業所が、日頃の保護者との関わりや相談で聞く、保護者の悩みや希望・要望等の聞き取りを行いました。平成23年10月～12月に複数名利用がある事業所にヒアリングを実施し、少数の利用者の事業所についてはアンケートを実施しました。

ヒアリング及びアンケートの項目については、

- ①個別状況（本人の能力・意欲等の状態、家族の介護力状態や意向）を踏まえた今後3年間の見込量
- ②利用者から受けた相談内容（福祉サービスに関する事、障害や病状の理解に関する事、健康・医療に関する事、不安解消・情緒安定に関する事、保育・教育に関する事、家族関係・人間関係に関する事、家計・経済に関する事、生活技術に関する事、就学に関する事、社会参加・余暇活動に関する事、権利擁護に関する事等）
- ③事業所全体に関する事（系列法人を含むサービスの追加や定員の動向など将来展望、貴事業所で感じる課題及びその対応策、今現在連携をとっている関係機関、今後連携をとりたい関係機関、行政等に対する意見や要望等）

を設定し、①のうち障害福祉サービスに関しては「第6章 サービス見込量の設定」に反映し、②及び③については、以下のように集約されました。

（1）保護者から受けた相談内容

《福祉サービスに関する事》

【サービス】

- ・障害のある子どもが利用できるサービスが少ない
- ・療育支援サービス等、就学後に利用できる事業所やサービスが少ない
- ・就学後も児童デイサービスを効率的に利用できることよい
- ・障害児通園施設や親子教室等障害のある子どもが受けられるサービスが東部にほしい
- ・市内に短期入所や日中一時の利用できる事業所がほしい

【情報】

- ・使えるサービスが何かわからない
- ・どこへ相談していいかわからない
- ・手帳や手当について

《障害や病状の理解に関すること》

【保護者】

- ・ 診断を受け止めにくい
- ・ 障害や特性の理解が難しい
- ・ 家族に伝えられない
- ・ 社会の理解度への不安がある（行政等による社会啓発）

《健康・医療に関すること》

【医療機関】

- ・ 歯科や耳鼻科の選び方やかかり方
- ・ 待ち時間が長い

《不安解消・情緒安定に関すること》

【保護者】

- ・ 子どもをきつく叱ってしまう
- ・ 頭で理解していても感情が抑えられない
- ・ 家族に甘やかしやしつけが悪いと言われる

【家族】

- ・ 家族の障害受容や理解が難しい

《保育・教育に関すること》

【保育・幼稚園】

- ・ 園の方針や先生の考えと保護者の希望に相違がある
- ・ 加配の先生の障害や特性の理解及び専門性を高めてほしい
- ・ 特性を理解してもらえない

【学校】

- ・ 不登校になっている
- ・ 先生の理解や関わり方について
- ・ 担任の先生が変わることの不安（理解や関わり方が初めからになる）

【連携】

- ・ サポートブックの作成について

《家族関係・人間関係に関すること》

【兄弟姉妹】

- ・ けんかが激しいなど兄弟姉妹間での関わり方について
- ・ 精神的フォローや障害への理解について兄弟姉妹へどのように関わればいいのかわからない

【社会】

- ・ 家族以外の大人にも慣れるなど社会性を養う場がほしい

《家計・経済に関すること》

特になし

《生活技術に関すること》

【生活能力】

- ・生活習慣獲得のための援助の仕方について
- ・将来に向けての生活力（買い物・調理など）をつけたい
- ・コミュニケーション力をつけたい
- ・友だちとのトラブル時の対応（ソーシャルスキル）

《就学に関すること》

【引き継ぎ】

- ・小学校への引き継ぎの仕方について
- ・スケジュールや手順書、サポートブックなどで引き継ぎするが、学校では上手くスケジュール通りにいかない
- ・噛みついた時などトラブル時の具体的な対応の仕方について

《社会参加・余暇活動に関すること》

【休日】

- ・放課後や長期休暇をどのように過ごすのか
- ・障害児が安心して遊べる施設や設備がない、知らない
- ・重度障害児の行くところがない（行動援護・マンツーマン）
- ・参加できるイベントが少ない、情報がない
- ・学童がない、あっても友達とのトラブルなどが心配で利用しづらい

《権利擁護に関すること》

【権利擁護】

- ・小学校で特別な配慮ができないと言われた

まず、全般的に障害のある子どもに関するサービス提供事業所が少ないことが伺われます。特に療育福祉センターにサービスが集中しており、保護者が育児や仕事をしながら定期的に通うには遠方であり、不便さを感じています。

また、県内の利用者が集中するため、療育福祉センターの診察が数ヶ月先の予約であったり、サービス利用も待機の状態にあります。これは療育福祉センター以外の児童デイサービス事業所にも言えることで、乳幼児検診や診断の確立で発達障害などが早期に診断されるようになり、療育支援が必要と言われながらも、利用については待機の状態、受け皿の不足が課題となっていることがわかります。

児童デイサービスについては、小学就学前までを対象にした事業所が多く、小学校に就学した後に療育支援を受けられるサービスが少ないとの声が多く聞かれ、就学後も継続して利用したい意向が伺われます。

就学に関しては、大きく環境が変化するときであり、障害のある子どもにとってはストレスが高まり、保護者は不安を感じています。保護者は、児童デイサービス等を利用しながら、幼稚園や保育所と連携して取り組んできた支援を小学校でも取り入れてほしい、同じように対応してほしいという希望を持っています。担任の先生が変わったことや就学をきっかけに不登校となるケースもみられたり、また保護者からは、幼稚園や保育所、学校に障害の特性を理解してもらえないという声も聞かれ、障害や特性の理解と療育的視点の専門性が求められています。

(2) 事業所全体に関すること

《系列法人を含むサービスの追加や定員の動向など将来展望》

【サービス動向】

- ・ 利用契約の定員を増やしたい
- ・ 法改正に伴い移行を検討中
- ・ 障害のある子どものサービス利用計画作成
- ・ 長期休暇支援事業の対象者の見直し

【サービス外】

- ・ 父母会の立ち上げ
- ・ 早期発見できるようになったがサービスの受け皿が少ない（待機者多数）

《貴事業所で感じる課題及びその対応策》

【事業所】

- ・ 支援員の技術や専門性の向上、人材確保
- ・ 通所した時だけ実践するのではなく、家庭や保育など日常生活の中で支援が実践できるようにする
- ・ 医療的ケアの必要な利用児は通園が安定しないため訪問を検討中

【連携】

- ・ 送迎の広域連携
- ・ 土日の開所など余暇活動でのボランティアや地域の人材活用

【行政】

- ・ 相談支援事業所の周知と活用
- ・ 障害児と障害者の区別なく利用できる場所の整備
- ・ 利用児の居住地での支援体制の充実

《今現在連携をとっている関係機関及び今後連携をとりたい関係機関》

【現在】

- ・児童デイサービスにおいては、保育士の同伴通所もあり、保育や幼稚園と連携が取れているように思われ、療育福祉センターや医療機関、相談支援事業所、特別支援学校等の専門や関係機関と連携しやすい関係ができています。

【今後】

- ・特にニーズが高かったのが教育機関である。保育や幼稚園からの繋ぎの場面で、未就園児で就学前の関わりがなかった事例や学校から問い合わせがありながらも支援会が実現しなかった事例、地域の学校に入学したが特別支援学校へ転校した事例などがあり、課題を感じている。
- ・個々の将来をチームで支援できるように、相談支援事業所などコーディネータがおり、事業所や関係機関の枠を超えた連携ができるとよい。
- ・その他には医療機関、教育委員会、加配保育士などがあげられた。

《行政等に対する意見や要望》

【手続き等】

- ・送迎の運転手や地域のボランティアの方などに受講してもらえよう、地域でガイドヘルパーの養成講座など実施してほしい。
- ・市営バスなどを送迎に利用できるようルートを検討してほしい。

待機者が多く、利用定員を増やしたいけれども、専門性を持った職員の確保が課題となっています。また、長期休暇や放課後の利用希望があっても、保護者が仕事をしているために送迎の手段がなく、利用者が伸びない状況もあります。事業所での送迎の確保が難しく、市バスの利用や事業所の枠を超えた広域送迎などの検討を希望する声が聞かれました。

今後、連携を取りたい機関としては教育機関が最も多く、保護者同様に就学時の引き継ぎでの関わりや就学後の療育支援の必要性が上げられています。

(3) 今後の取り組み

今回のヒアリングやアンケートで明らかになった課題については、協議会のことも部会等で対策を検討していきます。特に、地域の学校や特別支援学校、教育委員会等の教育機関との連携を強化することが課題と考えられます。

家庭、教育、保健、医療、福祉、療育など関係機関の連携がよりよい支援に繋がると考えられ、そのコーディネート機能が求められています。法の改正に伴い、サービス利用計画の作成が必要となり、相談支援事業所がコーディネーターとなることが想定され、チームで支援できる体制や連携強化のためのネットワークづくりが重要と思われます。

また、市内や近隣の市町村でサービスが受けられる支援体制の充実が求められており、協議会において事業所や県とも協議していきます。



第8章 計画の推進について

1. 障害者自立支援協議会の活用による適切な進行管理

この計画を推進するためには、地域課題の早期発見が重要であり、そのための手段として、協議会を活用します。

障害のある人にかかわる市内外の関係機関で組織されているため、その機関で感じ取った課題を多くの視点から検証し、施策へ結びつけ発展していくことも可能であり、そのためには、協議会のメンバー同士の連携はもちろん、関係団体やサービス提供事業所、さらには広く市民各層への周知、情報収集能力の向上が不可欠です。

協議会の全体会において、この計画に定めたサービス見込量などの目標の達成状況を適切に点検・評価するため、毎年度、障害者自立支援協議会で検証し、その結果の公表を図るなど、計画の進行管理に努めます。

また、各部会の開催時においても早期の課題発見とその対応策を検討していきます。

2. 関係機関等の連携と地域福祉の推進

この計画の推進にあたっては、庁内の関係部局との密接な連携のもとに諸施策に総合的に取り組むとともに、障害者団体や施設・サービス提供事業所などの意見を十分取り入れながら計画の効果的な推進を図ります。

また、周辺地域との連携も必要であり、関係機関や関係団体などとの一体的な取り組みのもとに、必要な調整を図りながら効果的な事業推進を図ります。

同時に、障害のある人の自立生活を支えるためには、市民をはじめ、多くの企業や民間団体などが情報を共有し、地域全体としての取り組みが必要です。

このため、地域での協働化の視点に立って、市や社会福祉協議会などの関係団体、ボランティアやNPO団体、サービス提供事業所、企業などがそれぞれの役割を十分達成できるよう相互の連携を密にし、地域福祉の推進に努めます。

3. 制度への理解と啓発

この計画を推進し、障害者自立支援法が定める「障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる地域社会」の実現を図るためには、庁内はもとより、関係団体やサービス提供事業所、さらには広く市民各層の理解と協力が不可欠です。

そのためには、障害のある方を取り巻く環境を一般市民にも広く知っていただき、その現状に対しての支援の一部である本計画に掲げた制度等の内容の周知も図っていきます。

4. 人材の養成確保と資質向上

計画に掲げる目標を達成するためには、サービス提供を行う人材の養成が不可欠であるとともに、その資質向上を図って、質の高いサービスの提供を実現していく必要があります。

サービス事業所、指定相談支援事業所における人材の育成・確保や資質向上を促していくとともに、より幅広い障害のある人の支援を行えるよう県などと連携し必要な人材の養成、これらの従事者への研修機会の充実に取り組んでいきます。

また、平成24年10月に障害者虐待防止法が施行されるにあたり、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を置く等の必要な体制を整備し、従業者に対して、研修を実施する等の措置を講じるように努めることが必要です。福祉事務所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者及び障害児団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員・児童委員、人権擁護委員等の連携強化を図りつつ、障害のある人に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等、関係者の合意による対応システムについて検討する必要があります。

資料編



1. 圏域ビジョン(第3期高知県障害福祉計画より)

県計画において、圏域サービス基盤整備計画が定められましたので、以下掲載します。

中央東圏域



南国市 香美市
香南市 本山町
大豊町 土佐町
大川村

◆ 圏域内の障害のある人の状況 (H23.3.31 現在)

	人 数		うち、65 歳以上	
		率		率
圏域内の人口	125,185		37,265	29.8%
身体障害者手帳所持者	7,949	6.3%	6,011	75.6%
療育手帳所持者	935	0.75%	99	10.6%
精神障害者 保健福祉手帳所持者	447	0.36%	65	14.5%

※ (参考) 自立支援医療(精神通院)受給者証所持者: 1,415 人

※ 人口は、H23.3.31 現在 住民基本台帳登録数

1 現 状 等

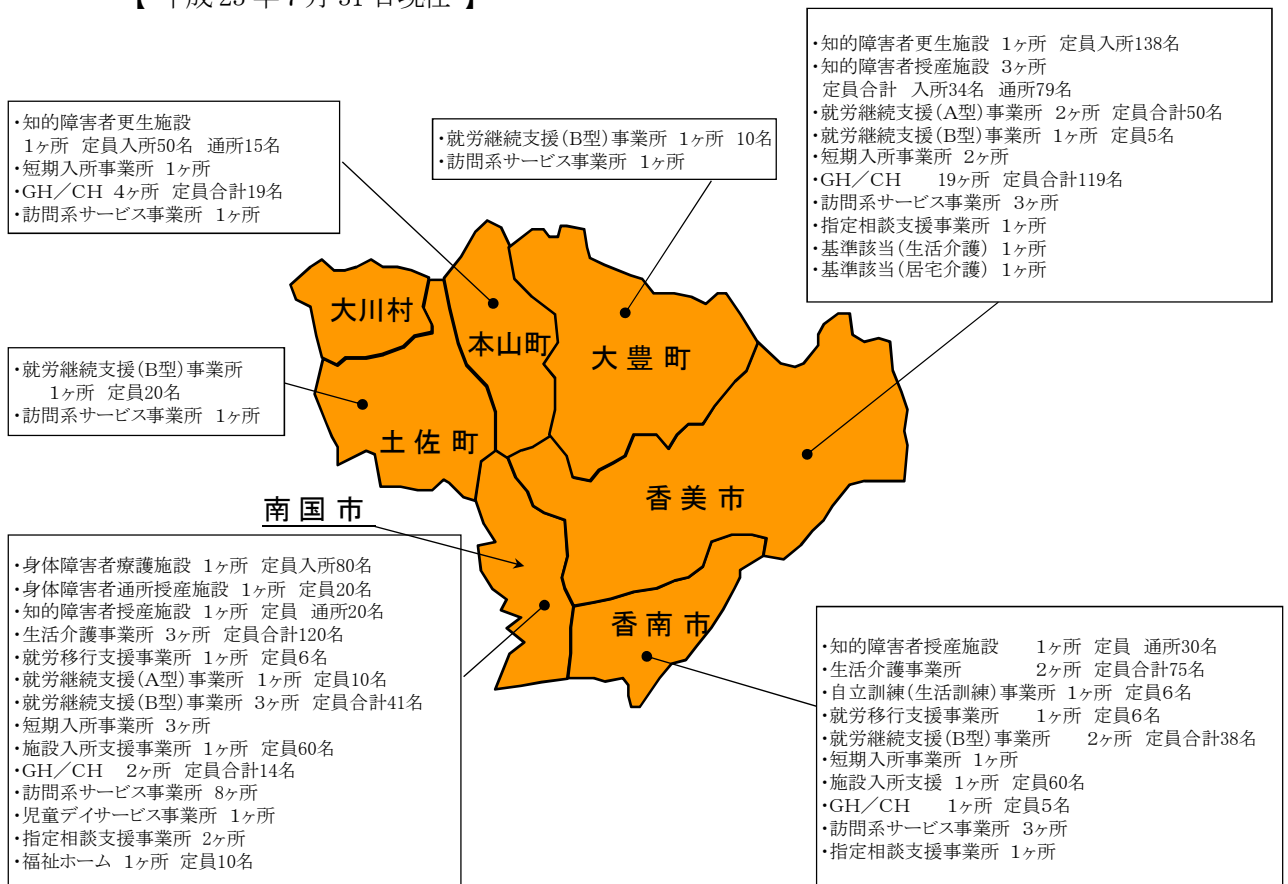
(1) 圏域の現状と課題

- 当圏域では、平野部にある3市と中山間地域に位置する嶺北4町村では、利用者数やサービスの供給体制などに大きな差が見られます。また、圏域内にとどまらず、隣接する高知市内の事業所の利用が多いため、その調整が課題となっています。
- 南国、香美、香南の3市では、サービス事業所が比較的多い一方、新たな利用者を受け入れることが困難な状況が見られます。全体的にサービス供給体制の整備が進んでいる地域ですが、高知市を含めた圏域を超えた事業所の相互利用の調整が課題となっています。
- 3市には、地域活動支援センター・相談支援事業所がそれぞれ設置されており、利用者や関係機関から地域の拠点機関として一層の充実が期待されています。
相談支援事業所については、人材確保や相談支援専門員の資質向上が課題となっており、今後、サービス利用の増加やニーズの多様化に対応するためのサービス調整機能の充実が求められています。
また、地域活動支援センターについても、障害者の日中活動の重要拠点として各市とも利用者は増加していますが、利用者のニーズの多様化や障害特性に応じた対応などが課題となっています。

- 嶺北地域は、就労継続支援事業所が3箇所、居宅介護事業所が3箇所とサービス事業所が少なく、移動手段も限られるため、障害のある人が身近なところでサービスが受けられるよう、新たな事業所の整備とサービス従事者の人材確保や高齢者の既存施設を活用した取り組みなどサービス提供体制の充実が必要です。
- 平成 23 年 7 月時点のサービスの利用実績は、訪問系サービス、日中活動系サービスともに第 2 期計画の見込量より若干少なくなっていますが、旧法施設を含めた障害福祉サービスの利用者は年々増加しており、新体系への移行期限である平成 23 年度末には見込量に達すると考えられます。
- グループホーム等については、一定の整備が進んでいますが、利用定員の関係で新たな利用が困難な状況にあります。
今後、病院や施設から地域生活への移行の増加が見込まれることから、病院や事業所との連携と地域移行・地域定着支援の充実とあわせ、グループホーム等の体験利用の促進や日中活動系及び訪問系事業所の更なる整備が必要です。

(2) 圏域内の旧法施設及び指定障害福祉サービスの提供基盤の状況

【平成 23 年 7 月 31 日現在】



(3) 圏域内の地域移行等の目標

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

項目	目標値	備考
入所者数	240人	H17.10.1時点の入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	61人	第2期計画の目標値：69人 23年7月末時点の実績：41人
【目標値】 平成26年度末入所者数	205人	第2期計画の目標値：187人 23年7月末時点の実績：228人

② 福祉施設利用者の一般就労への移行

項目	目標値	備考
平成17年度において福祉施設から一般就労へ移行した人の数	2人	
【目標値】 26年度における福祉施設から一般就労へ移行する人の数	15人	第2期計画の目標値：14人 22年度の実績：8人

(4) 障害福祉サービスの見込量等

① 訪問系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	21年度 (22年3月)	22年度 (23年3月)	23年度 (23年7月)	24年度 見込量	25年度 見込量	26年度 見込量
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	2,283 時間/月	2,522 時間/月	2,671 時間/月	3,491 時間/月	3,548 時間/月	3,691 時間/月
	106人	114人	121人	157人	165人	176人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

② 日中活動系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	21年度 (22年3月)	22年度 (23年3月)	23年度 (23年7月)	24年度 見込量	25年度 見込量	26年度 見込量
生活介護	700 人日/月	1,231 人日/月	1,835 人日/月	6,518 人日/月	6,687 人日/月	6,921 人日/月
	38人	67人	96人	312人	322人	336人

サービス種別	利用実績			利用見込		
	21年度 (22年3月)	22年度 (23年3月)	23年度 (23年7月)	24年度 見込量	25年度 見込量	26年度 見込量
自立訓練 (機能訓練)	— 人日/月	74 人日/月	71 人日/月	22 人日/月	20 人日/月	20 人日/月
	— 人	4 人	4 人	1 人	1 人	1 人
自立訓練 (生活訓練)	29 人日/月	81 人日/月	100 人日/月	122 人日/月	162 人日/月	182 人日/月
	2 人	5 人	5 人	6 人	8 人	9 人
就労移行支援	137 人日/月	199 人日/月	231 人日/月	262 人日/月	302 人日/月	355 人日/月
	7 人	13 人	13 人	13 人	15 人	17 人
就労継続支援 (A型)	791 人日/月	803 人日/月	830 人日/月	989 人日/月	1,052 人日/月	1,141 人日/月
	39 人	38 人	42 人	49 人	52 人	56 人
就労継続支援 (B型)	1,353 人日/月	1,814 人日/月	1,888 人日/月	4,717 人日/月	5,018 人日/月	5,184 人日/月
	86 人	112 人	118 人	260 人	274 人	282 人
療養介護	2 人	3 人	3 人	50 人	50 人	50 人
短期入所	254 人日/月	221 人日/月	134 人日/月	199 人日/月	204 人日/月	222 人日/月
	62 人	28 人	20 人	47 人	47 人	49 人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

③ 居住系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	21年度 (22年3月)	22年度 (23年3月)	23年度 (23年7月)	24年度 見込量	25年度 見込量	26年度 見込量
共同生活援助 共同生活介護	104 人	114 人	123 人	150 人	168 人	196 人
施設入所支援	16 人	25 人	53 人	218 人	212 人	208 人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

④ 指定相談支援サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	21年度 (22年3月)	22年度 (23年3月)	23年度 (23年7月)	24年度 見込量	25年度 見込量	26年度 見込量
計画相談支援	17 人/月	14 人/月	14 人/月	102 人/月	156 人/月	205 人/月
地域移行支援	— 人/月	— 人/月	— 人/月	16 人/月	14 人/月	15 人/月
地域定着支援	— 人/月	— 人/月	— 人/月	3 人/月	14 人/月	15 人/月

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

2 必要なサービスの供給体制の整備

(1) 日中活動系サービス

サービス種別	圏域内定員 見込(23年度末)	項目	24年度	25年度	26年度
生活介護	462人	圏域内事業所利用見込者数	500人	511人	525人
		整備が必要と見込まれる数	38人	11人	14人
		〃 事業所数	2ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
自立訓練 (機能訓練)	—	圏域内事業所利用見込者数	—	1人	—
		整備が必要と見込まれる数	—	1人	—
		〃 事業所数	—	1ヶ所	—
自立訓練 (生活訓練)	37人	圏域内事業所利用見込者数	12人	20人	30人
		整備が必要と見込まれる数	—	—	—
		〃 事業所数	—	—	—
就労移行支援	18人	圏域内事業所利用見込者数	6人	13人	12人
		整備が必要と見込まれる数	—	—	—
		〃 事業所数	—	—	—
就労継続支援 (A型)	60人	圏域内事業所利用見込者数	59人	60人	61人
		整備が必要と見込まれる数	—	—	1人
		〃 事業所数	—	—	1ヶ所
就労継続支援 (B型)	244人	圏域内事業所利用見込者数	285人	301人	315人
		整備が必要と見込まれる数	41人	16人	14人
		〃 事業所数	3ヶ所	—	1ヶ所

サービス種別	圏域内定員 見込(23年度末)	項目	24年度	25年度	26年度
短期入所	8ヶ所	圏域内事業所利用見込者数	64人	62人	63人
		整備が必要と見込まれる数	(64人)	(62人)	(63人)

※「整備が必要と見込まれる数」の()は、「圏域内事業所利用見込者数」が見込まれる場合には、その見込者数を、見込みがない場合には、圏域内市町村のサービス利用見込者数

(2) 居住系サービス

サービス種別	圏域内定員 見込(23年度末)	項目	24年度	25年度	26年度
共同生活援助 共同生活介護	162人	圏域内事業所利用見込者数	227人	249人	288人
		整備が必要と見込まれる数	65人	22人	39人
		〃 事業所数	13ヶ所	5ヶ所	8ヶ所
施設入所支援	360人	圏域内事業所利用見込者数	360人	354人	346人
		整備が必要と見込まれる数	—	—	—
		〃 事業所数	—	—	—

3 今後の取組み

(1) サービス提供体制の充実

- 短期入所や共同生活援助については、圏域内の事業所等でもサービスが受けられるよう、利用者のニーズや利用量等を把握して、事業所への働きかけや相互利用の調整など、サービス提供体制の充実に取り組んでいきます。
- 精神障害者・知的障害者の新たな利用や障害の重度化などにより増加が見込まれる訪問系サービスをはじめ、整備が必要と見込まれる生活介護、就労継続支援などのサービスを充実するため、各市町村や事業所、医療機関などの関係機関との連携を図りながら、取り組みを進めていきます。
- 就労支援については、就労継続支援事業所や公共職業安定所、就業・生活支援センター、特別支援学校や各市の地域活動支援センター・相談支援事業所と連携して、地元企業での職場実習を通した一般就労と就労後の定着を促進します。また、ライフステージを通した支援を継続するために関係機関の協議を進めます。
- 日中活動系サービスについては、圏域内にとどまらず高知市内の事業所を含めたサービスの利用調整や相互の連携を進めていきます。
- どの地域でも相談支援や地域活動へのさらなる取り組みが進むよう、地域活動支援センターや相談支援事業所の機能強化、また嶺北地域などの中山間地域での新たな事業所を確保するため、地域内での協議を進めていきます。
- 全般的にサービスが不足している嶺北地域においては、障害のある人が身近なところでニーズに応じたサービスが受けられるよう、中山間地域において新たに送迎付きの通所事業所を行う事業者への助成や、日中活動を提供する介護保険のデイサービス、また、あったかふれあいセンター事業などへの利用促進により、サービス提供体制を充実します。

(2) 住まいの場の確保

- 施設入所者等の地域生活への移行等に伴い、グループホーム等の利用が多く見込まれることから、施設整備の補助制度や地域の遊休資産を活用するなどして積極的に地域での住まいの場の確保を進めます。

(3) 地域における支援体制の充実

- 各市町村においてそれぞれ個別の課題に取り組むとともに、広域での支援体制の充実に向けて、嶺北地域では4町村共同設置の自立支援協議会において、また、南国、香美、香南の3市では事業所、福祉保健所等で構成する連絡調整会議において、共通課題の解決に向けた検討を進めていきます。



圏域における県機関：中央東福祉保健所

〒782-0016

高知県香美市土佐山田町山田1128-1

電話（代表）：0887-53-3171

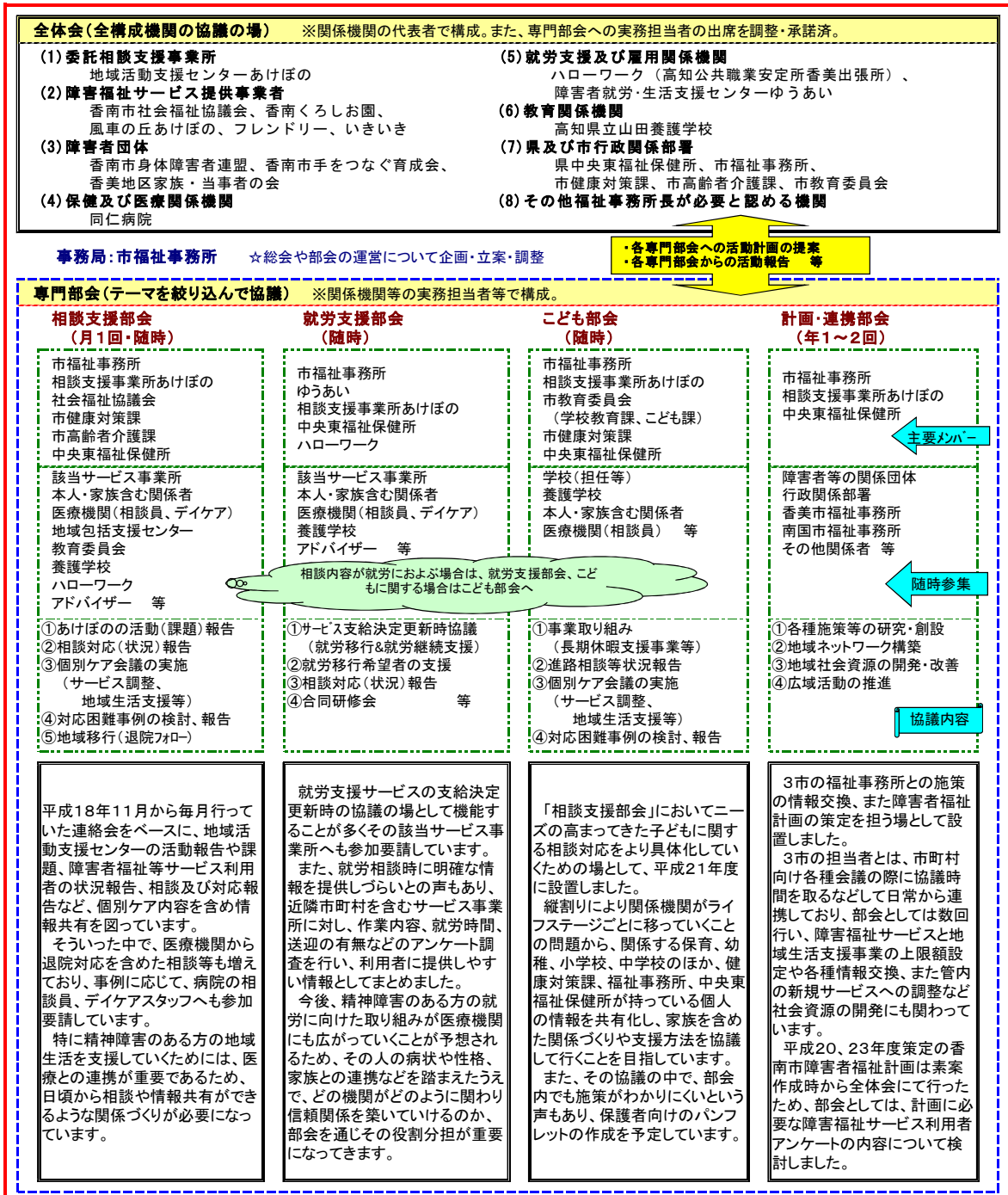
ファクス：0887-52-4561

2. 香南市障害者自立支援協議会

平成19年11月に協議会を設置して以降、市の様々な課題に取り組み、在宅生活支援事業、障害児長期休暇支援事業、声の広報、市営住宅のケアホーム化、福祉フォーラムの開催などを行ってきました。

香南市障害者自立支援協議会の組織及び活動フロー図

障害者自立支援法の施行に伴い、障害者基本計画&第1期障害福祉計画を策定する中で、今後重要視されるであろう地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場が必要！
→障害者自立支援協議会の設置を障害者基本計画に盛り込み、平成19年11月に設置。



今後も現状のスタンスで行っていく予定ですが、障害者施策の変革や重点課題に対応するため、もっと機動性(連携充実・迅速対応)を充実させると共に、今まで行政主導による議題提起が多かった状況を構成機関等による議題提起へと移行し、活性化を図るとともに、障害のある方に関わる情報の共有を今以上に推進したいと考えています。

3. 香南市の相談窓口等

(1) 香南市内の相談窓口

①市役所

障害者手帳をはじめ手当や福祉サービス、福祉制度の相談や申請の窓口です。障害に関する相談以外は、必要とされる支援機関等への連絡調整を図ります。

名 称	電話	ファックス	〒	所在地	
香南市福祉事務所	57-8509	56-1148	781-5232	香南市野市町西野 534-1	
支 所	(赤岡支所)	55-3111	57-7525	781-5310	香南市赤岡町 475-5
	(香我美支所)	55-2111	57-7527	781-5452	香南市香我美町下分 647
	(夜須支所)	55-3141	57-7529	781-5601	香南市夜須町坪井 270-3
	(吉川支所)	55-3121	57-7528	781-5241	香南市吉川町吉原 95

②相談支援事業所（障害関連の総合相談窓口）

地域活動支援センター業務と併せ、各種相談に対して電話や訪問で対応しています。（香南市から委託）

名 称	電話	ファックス	〒	所在地
あけぼの	57-7180	57-7181	781-5601	香南市夜須町坪井 16-1 夜須福祉センター2階

③市社会福祉協議会

福祉や生活の相談、権利擁護事業などを行っています。

名 称	電話	ファックス	〒	所在地
香南市社会福祉協議会	57-7300	57-7305	781-5241	香南市吉川町吉原 95 香南市役所吉川支所2階

④障害者相談員（H24.3.1 現在）

相談員（県知事から委嘱）は、当事者や家族の立場で自らの経験を生かして、本人や家族の相談に応じています。

名 称	電話	ファックス	〒	所在地	
身体障害者相談員	岡崎 法子	56-2089	—	781-5213	香南市野市町東野 180-9
	松木 雅久	56-0075	—	781-5232	香南市野市町西野 234-5
	大前 京子	55-5505	—	781-5241	香南市吉川町吉原 202
	横田 鈴子	55-4007	—	781-5451	香南市香我美町上分 2880
知的障害者相談員	住江 直子	56-5705	—	781-5232	香南市野市町西野 1343-7

4. 香南市の取り組み事業

事業名	内容（対象者等）	個人負担等	P
補装具費の支給	身体障害のある人に対する補装具の交付若しくは修理又はこれに代わる補装具の購入若しくは修理に要する費用の支給。 対象品目：義肢、装具、座位保持装置、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、重度障害者用意思伝達装置等	個人負担：1割 （上限限度額あり）	52
相談支援事業	障害のある人、その保護者等からの相談に応じるとともに、必要な情報の提供等を行う。	—	54
コミュニケーション支援事業	意思疎通を図ることが困難で、手話通訳・要約筆記等を必要とする個人や団体へ手話通訳者等を派遣。	個人負担：なし	55
日常生活用具給付等事業	重度身体障害のある人に日常生活用具の給付や貸与を行う。 対象用具：介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、ストマ等排せつ管理支援用具、住宅改修含む居宅生活動作補助用具	個人負担：1割 （上限限度額あり）	56
移動支援事業	屋外での移動に困難がある個人及びグループに対し、ヘルパーによる移動を支援。 (1)重度の視覚障害のある人(身体障害者1・2級) (2)身体障害者手帳(1・2級)保持者で下肢又は四肢障害及び体幹機能障害のある者 (3)知的障害及び精神障害のある人で移動支援が特に必要と認められる者	個人負担：1割 （上限限度額あり） ※身体介護あり →1時間あたり200円 ※グループ →利用人数で費用設定	57
地域活動支援センター事業	地域活動支援のため障害のある人等が通い、創作的活動、日中活動(ガーデニング、健康太極拳、憩いの部屋等)を提供。	個人負担：なし ただし食材料費は実費	57
訪問入浴サービス	家庭での入浴が困難な重度身体障害のある人に対し、訪問入浴事業所のスタッフが訪問入浴介助を行う。 (1)下肢障害又は体幹機能障害の1級、2級を有し、通所施設等での入浴が困難で在宅入浴サービスが必要な者 ※介護保険での給付が可能な者は対象外	個人負担：1割 （上限限度額あり） ※1回当たり1,250円	60
日中一時支援事業	生活介護給付を受けられない障害のある人に対し、短期入所や児童デイの休日や長期休暇中に日中預かりを行う。 (1)短期入所支援の支給決定を受けている者 (2)障害程度区分により、生活介護給付を受けられない者	個人負担：1割 ※障害程度区分及びサービス提供時間による	60
自動車運転免許取得・改造助成事業	障害者の社会参加支援のため、自動車の免許取得費用や車輛の改造について助成。 (1)運転免許取得は身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の保持者 (2)自動車改造は身体障害者手帳の保持者(18歳以上)自らが所有し、運転する自動車の操向装置等の改造を必要とする者	運転免許取得 ：取得費用の2/3以内 自動車改造 ：改造経費相当額 ※助成上限額：10万円	60
福祉ホーム事業	世話人等を配置した障害者用の居住施設に対し、その管理費用等を助成(香南市に居住していた者)。	—	61

事業名	内容（対象者等）	個人負担等	P
在宅生活支援事業	長期入院・入所している重度障害のある人の退院・退所前に、在宅復帰後の利用見込みサービスを外泊や外出時に自宅で提供。 対象者：長期入院中の重度身体障害のある人で、退院・退所の予定日前1ヶ月以内の者	個人負担：1割 （上限限度額あり） ※サービス提供時間 50時間以内	61
医療機関送迎サービス事業	福祉タクシーや移送用車両等により、居宅から福祉・保健・医療機関への送迎を行う。 (1)介護保険の要介護3～5の者 (2)身体障害者手帳1、2級のうち下肢、体幹機能障害、視覚障害による手帳を所持する者及び3級のうち下肢、体幹機能障害の手帳を所持する者 (3)療育手帳A1・A2の者 (4)精神保健福祉手帳1級の者	香南市内：自己負担なし 香南市外：以下助成限度額あり ※高知市まで5,000円、 南国市・香美市・芸西村・ 安芸市まで3,000円 ※月1回以内	62
社会参加のための外出支援サービス事業	在宅で外出の際に第三者の付き添いが必要な者に対し、移送用車両を使用し、社会参加のための外出を支援。 (1)身体障害者手帳の1、2級のうち障害により臥床している者又は車いす利用で、一般交通機関の利用が困難な者 (2)療育手帳A1・A2の者 (3)精神保健福祉手帳1級の者	個人負担：なし ※年間総利用時間は 30時間以内	62
住宅改造支援事業	身体障害のある人の安全向上、介護負担軽減のために行う住宅改修に対し、工事費を補助。 (1)障害者手帳1級・2級の者、下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）のある障害等級3級の者 ※世帯の主たる生計中心者の前年の所得税額が40万円以上の者は対象外	補助額：補助対象経費 （100万円以内）の2/3	63
障害児者地域支え合い支援事業	心身障害のある人が家庭において介護を受けることが出来ず、一時的に介護を必要とする場合に登録介護者に介護委託する。 (1)療育手帳保持者 (2)身体障害者手帳保持者	自己負担：300円/時間 ※年間50時間以内	63
障害児長期休暇支援事業	特別支援学校等の長期休暇期間中に、地域において心身障害のある子どもに日中活動等の援助を行う。 (1)特別支援学校等在籍者	個人負担：なし（予定） ただし食材料費は実費	64
重度心身障害児・者医療費の助成	《県補助事業》 ・身体障害者手帳1・2級または療育手帳A1・A2 ・身体障害者手帳3・4級と療育手帳B1（18歳未満） ※平成15年10月1日以降65歳以上で新たに上記の対象になった場合は住民税が非課税世帯の方のみ対象 《市単独事業》 ・身体障害者手帳3級または療育手帳B1・B2 ※世帯の総所得額が200万円以下の方が対象 （65歳以上の方は住民税非課税世帯の方のみ対象）		65



香南市障害福祉計画
平成24年3月

表紙絵の作品は「2010年度小中学生の人権に関する作品集」入選作品より掲載しました。

作者の紹介：野市東小学校5年
宇賀 万由加

発行：香南市福祉事務所（香南市障害者自立支援協議会策定）

〒781-5232 高知県香南市野市町西野 534-1

TEL (0887)57-8509

FAX (0887)56-1148

E-mail fukushi@city.kochi-konan.lg.jp
